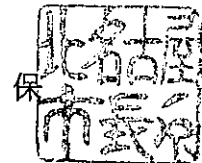




25北清第30号
平成25年8月28日

愛知県知事 大村 秀章 様

北名古屋市長 長瀬



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要等について
（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）第31条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条の規定に基づき、意見の概要等について、別添のとおり作成しましたので送付いたします。

担当 防災環境部清掃工場建設準備室 佐野川
電話 0568-22-1111（内線2218）



名古屋都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る環境影響評価準備書についての意見の概要（総括表）

1 準備書意見提出数 3通

2 意見の分類

分 類		数
1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見		
	(1) 都市計画対象事業の内容に関すること	13
	(2) 環境配慮事項に関すること	6
2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概要に関する意見		
	(1) 自然的状況に関すること	3
	(2) 社会的状況に関すること	3
3 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見		
	(1) 環境影響評価の項目の選定及び選定理由に関すること	2
	(2) 調査、予測及び評価の手法及び理由に関すること	3
4 環境影響の調査、予測及び評価に関する意見		
	(1) 大気質に関すること	26
	(2) 騒音及び超低周波音に関すること	19
	(3) 振動に関すること	5
	(4) 悪臭に関すること	2
	(5) 水質に関すること	5
	(6) 地盤・土壌に関すること	4
	(7) 地下水の状況及び地下水質に関すること	1
	(8) 日照障害に関すること	2
	(9) 動物・植物・生態系に関すること	5
	(10) 廃棄物等に関すること	2
	(11) 温室効果ガス等に関すること	4
5 事後調査計画に関する意見		
	(1) 事後調査計画に関すること	3
6 その他		
	(1) 資料編に関すること	1
	(2) その他意見に関すること	1
合 計		110

**名古屋都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)北名古屋ごみ焼却工場建設事業に係る
環境影響評価準備書についての意見の概要と見解**

1 都市計画対象事業の目的及び内容に関する意見(19 意見)

(1)都市計画対象事業の内容に関すること(13 意見)

	意見の概要	見解
1	<p>工事用車両及び廃棄物運搬車両等の通行制限について</p> <p>ごみ焼却工場の直近地域への車両増加に対し、環境の保全の見地から、名鉄犬山線以東、県道名古屋中環状線以北、県道名古屋外環状線以西(名古屋外環状線を除く)、県道春日井稲沢線以南(県道春日井稲沢線を除く)で囲まれた地域内の工事用車両及び廃棄物運搬車両等の通行(この地域内のごみ収集車両を除く)を禁止してください。</p> <p>…現在でも、名古屋中環状線は東向き通行車両が増加し渋滞が日常化しているところへ、廃棄物運搬車両等の増加は認められないと考えます。また、鴨田エコパークへのし尿収集車両が、九之坪の田圃の中の道路を縦横無尽に走行し回っています。特に、鴨田川沿いの道路は、名古屋中環状線名師橋北交差点の渋滞を避けるため抜け道・バイパス化して交通量の増加で交通事故も多発しています。</p>	<p>工事用車両及び廃棄物運搬車両の主要運行ルートは、準備書 22、24 頁に示したように、県道名古屋中環状線及び県道名古屋外環状線(名師橋以北)を想定しています。</p> <p>これらの主要運行ルートまでの経路や各主要運行ルートの台数の配分等は、今後詳細な検討を行い決定します。検討に際して、主要運行ルート及び地域の道路の現状を踏まえて、道路管理者や警察とも協議を行い、影響を小さくするよう努めます。</p> <p>また、し尿収集車両の通行については、北名古屋衛生組合が収集業者に対して、主要運行ルートとして県道春日井稲沢線から鴨田川右岸を通行するよう指導しています。</p>
2	<p>新施設計画諸元→処理方式や排出ガス処理設備については専門用語でその内容はよくわかりませんが最新鋭の設備で公害防止能力に長けた物と理解しています。</p> <p>煙突の高さが 100mとのことでありますが、最新鋭の設備がなぜそのように高くしなければならないのか疑問に思います。低くして経費を抑制し日照障害を縮小すべきであると思います。如何でありましょうか。まさか高くして浮遊粒子を上空でばら撒くものではないかと疑念に思う人もいますがー。</p>	<p>煙突の高さについては、近年になり事業実施区域から新川を挟んだ地域に高層の住宅が建てられたことを考慮し、100mとしたものです。</p> <p>大気質への影響については、最新の排ガス処理設備を導入し、排出ガス中の大気汚染物質濃度の低減により、影響を小さくするよう努めます。</p>

3	<p>搬入、出アクセス→準備書には特に明記されていませんが主要道路は南側からの県道 158 小口名古屋線（比良新橋経由）が有力のようです。350 台の運搬車両が往復する交通渋滞や騒音、車両の排気ガス、振動等沿道住民に与える影響、健康被害や精神的被害は甚大であります。本件については周知されていない住民が数多くあると思われます。地元住民の要望を広く聞き理解と合意を得ることを要望致します。搬入路は東西南北の 4 路線に分散しその負担を軽減する必要があります。東側からは国道 41 号線を経由し喜惣治大橋通過する道路を新設すること要望致します。北側からは名古屋外環状線から。西側からは国道 22 号線からの 4 ルートの分散を希望しますが諸般の事情から大変かと思えますが是非ご配慮の程をお願い致します。行政側からの立案と施行だけではなく広く市民や市議会等で活発な議論を踏まえて納得のいく事業を推進して戴きますよう望む次第であります。</p>	<p>廃棄物等運搬車両は、準備書 22 頁に示したように、県道名古屋中環状線及び県道名古屋外環状線（名師橋以北）とし、各主要運行ルートに分散して走行することを想定しています。しかし、各主要運行ルートに対する廃棄物等運搬車両の走行割合は現時点では未定です。したがって、各主要運行ルートのそれぞれの予測地点に対して廃棄物等運搬車両の全台数が集中して走行するものとして予測しました。各予測地点で大気質、騒音及び振動の予測を行った結果、どの予測地点においても環境基準等を満足することを確認しました。これらの主要運行ルートまでの経路や各主要運行ルートの台数の配分等は、今後詳細な検討を行い決定します。検討に際して、主要運行ルート及びその周辺の道路の現状を踏まえて、道路管理者や警察とも協議を行い、影響を小さくするよう努めます。また地元の皆様に対して今後も機会を捉え説明していきます。</p>
4	<p>p7 焼却処理施設能力について、方法書への意見「処理能力：660 t/日とあるが、その算定根拠を明記すべきである。…名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画 p68 では、南陽工場代替施設の必要規模として、平成 32 年度の 56 万トンに対して、不足する施設規模は 800 t/日（富田工場を再稼働した場合で 350 t/日）であり、今回計画の 660 t/日は、350 t/日になっている。」に対する対応として、稼働率 7 割、季節変動等 10%で 2,590 t/日、北名古屋市+豊山町分 130 t/日をプラスして 2,720 t/日必要、ということを説明していることまでは理解できたが、五条川工場が名古屋市の可燃ごみに加え、周辺市町（清須市、あま市、北名古屋市及び豊山町）の可燃ごみを焼却しているということから、北名古屋市及び豊山町の 130 t/日は重複している。少なくともこの 130 t/日を引き算して、2,590 t/日で能力算定をし、北名古屋は 660 t/</p>	<p>現在、北名古屋市・豊山町分のごみを名古屋市の焼却工場で処理していますが、南陽工場が稼働しているという状況において名古屋市全体の処理能力の中で処理しているということであり、南陽工場の稼働を停止させた後は、その時のごみ処理量に応じた処理能力が必要です。南陽工場の稼働を停止させた後の名古屋市関係分のごみ処理量は名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画に基づいていますが、この計画には北名古屋市・豊山町分は含まれていません。したがって、南陽工場の稼働を停止させた後に必要となる処理能力は、名古屋市関係分（名古屋市・清須市・あま市の一部）の 2,590 t/日に北名古屋市・豊山町分の 130 t/日を加えた 2,720t/日となります。</p>

	<p>日ではなく、660-130=530 t/日で足りるはずである。</p> <p>(五条川工場 : http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/19-14-2-3-0-0-0-0-0.html)</p>	
5	<p>p7 焼却処理施設能力についての説明があるが、これはあくまでも市内の処理能力の5割1500t/日もの南陽工場が更新中で使えないという一時的な状況である(鳴海 450t、五条川 560t、猪子石 600t、現在更新中の富田 450t に今回計画の北名古屋 660t で 2,720t)。つまり、今後、南陽工場は全く必要ないという計算になるが、その方針であると理解していいのか。</p>	<p>焼却工場は一般的に 20 年から 25 年で更新や大規模な改修を必要とする時期を迎えます。平成 9 年度より稼働を開始した南陽工場は、概ね平成 32 年度には更新時期を迎え、代替施設として整備する計画施設と富田工場が稼働を開始した後に停止させることが可能となります。</p> <p>また、その後、老朽化等で大規模改修や設備更新が必要となる次の工場に対しては、その工場の代替施設となる南陽工場を整備した後、停止させることが可能となります。その際には南陽工場は規模を縮小することでこれまでのリスク回避を図っていきます。</p> <p>このように、南陽工場も含めた 6 工場で、5 工場の稼働、1 工場の整備という計画的なローテーションを進める予定です。</p>
6	<p>p7 焼却処理施設能力についての説明があるが、今後の既存焼却工場の更新時にも、稼働率 7割、季節変動等 10%を見直したり、さらなるごみ削減を徹底するなどの対策で、南陽工場が無くても対応できる準備をしていく必要があり、北名古屋市と豊山町のごみ焼却を受託する新しい事態を踏まえ、計画期間が平成 32 年度(2020 年)までの名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画を改訂する必要がある。</p>	<p>名古屋市の廃棄物の減量・資源化、適正処理については第 4 次一般廃棄物処理基本計画に沿って進めているところです。一般廃棄物処理基本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく長期計画であり、社会経済状況やごみ量・質の変化、ごみ処理・資源化の技術革新等に適切に対応するため、計画は概ね 5 年で見直すこととしています。今後、本市のごみ減量に大きく影響を与えてきた「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の改正等の国の動向も踏まえながら、計画の見直しに向け検討を進めていきます。</p>
7	<p>p11 民間灰資源化事業に関する調査で「民間の灰資源化事業は、事業の安定性や資源化の状況などについて、事業実施区域で自らが灰溶融炉を設置する場合とほぼ同等であることが確認できた。」とあるが、アンケート調査の結果を明記すべきである。また、自らが灰溶融炉を設置する場合はどの程度同等なのか比較できるよう</p>	<p>専門家で構成する「名古屋市廃棄物処理システム検討委員会」において、アンケート調査結果等を踏まえて検討が行われ、灰資源化について以下の報告を受けています。</p> <p>“自らが溶融までを行う燃焼方式+灰溶融の方式や、シャフト炉式ガス化溶融方式の場合には、自らが溶融し資源化を図ることから事業の安定</p>

	<p>にすべきである。</p>	<p>性を担保できる点が優れていると認められる。また、名古屋市を中心とした限定された地域での資源化を自らが責任を持って進める必要が生ずるといった特徴がある。民間灰資源化事業者による灰資源化については、自工場で灰溶解を行う方式と比較すると事業継続性という点ではリスクが存在する。しかし、灰資源化としては「灰溶解化」、「セメント化」、「焼成資源化」と選択の幅が広く自由度が高いことから、ごみ処理システム全体としての事業継続性のリスク回避につながり、将来の資源化需要における外的要因への対応力も高まることで優れていると認められる。”</p>
8	<p>p17 建設計画で「形状及び配置については、日影規制を考慮して、各処理方式を包含できるよう設定した。」とあるが、記述が不十分である。日照障害を少なくするためなら配置はできるだけ南側にすべきである。「北側に隣接する中層住宅」p446 への騒音対策も兼ね、配置はあと 20m 南側（新川堤防端まで）へ移動することを検討すべきである。それとも準備書には直接的記載が無いが、新川堤防への地盤沈下の影響を少なくするため 20m もの離間がとってあるのか。そうだとするとあと 10m 堤防へ近づけても敷地境界の沈下量 3.6mm はせいぜい 5mm になる程度であるし p553、環境保全措置として「より変位の小さい山留壁工法の採用を検討する」p556 ことができるのなら技術的には解決できるはずである。</p>	<p>事業予定地の南側は新川となっており、堤防の法尻から 18m の範囲が河川法に基づいた河川保全区域として指定されています。河川保全区域では河岸または河川管理施設を保全するため土地の掘削など形状を変更する行為が制限されます。そのため河川保全区域を考慮した上で、日照障害や騒音にも配慮し、建物は事業予定地のできる限り南側に配置しました。</p>

9	<p>p20 排ガス処理計画で、排出ガス諸元の排出濃度が硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、ダイオキシン類5項目であるが、施設の供用の大気予測で、煙突排出ガスの諸元 p364 では水銀を含めた6項目であり、水銀の予測結果 p378 も示してある。このため、排ガス処理計画の排出ガス諸元にも水銀を追加すべきである。この水銀は大気汚染防止法第18条の20～22に基づき、大気環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値＝環境基準に匹敵）：水銀（水銀蒸気）$0.04 \mu\text{g Hg} / \text{m}^3$ 以下（年平均値）が定められている。このため、東京23区内の清掃工場は、水銀の連続測定（常時監視）をすべての清掃工場で実施し、水銀の自主規制値 $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ があり、2010年6月から7月の間に、水銀混入ごみが原因と思われる事件により4清掃工場が連続して停止したほどである。</p>	<p>準備書20頁では、法令に基づく排出規制のある物質について記載しています。</p> <p>水銀については、排出濃度の規制値はありませんが、準備書364頁に煙突排出ガスの諸元を示し、影響の予測評価を行いました。</p>
10	<p>p21 給排水計画で、フロー図しか示していないが、方法書への意見「用水量を水道と地下水別に明記すべき」「用水量のうち、どれだけが蒸発、炉内噴霧等で無くなり、排水量はどれだけか、また、再利用後に放流する濃度はどれだけか」「用水量のうち、どれだけが蒸発、炉内噴霧等で無くなり、排水量はどれだけか、また、再利用後に放流する濃度はどれだけか」などに対し、見解 p213 は「詳細な計画については、今後選定する処理方式によって異なるため…現段階ではお示しすることは困難です。」とあるが、排ガス処理計画 p20 では具体的に示してある。これは、資料編 p2 で「大気汚染物質の最大着地濃度の年平均値を試算し、最大となる処理方式の諸元で行うものとした。」として、4処理方式の諸元も示して、予測条件を安全側で定めている。給排水計画でも同様に安全側の具体的数値を示し、予測・評価すべきである。</p>	<p>供用時においては下水道放流とし公共用水域へは放流しないことから予測評価していません。</p> <p>なお、計画施設で発生する工場系排水は、排水処理設備で処理した後、計画施設内で可能な限り再利用し、下水道放流します。再利用水に用いる水質については下水道基準を満たし、収集車の洗車やプラットホーム等の洗浄に利用できるよう適正に管理していきます。</p>

11	<p>p21 給排水計画で、方法書への意見「用水使用量を水道と地下水別に明記すべき…特に地下水については…ストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積、揚水機の原動機の定格出力及び揚水量も明記すべき」に対し、見解 p213 は「環境美化センターで使用していた井戸を利用し、届出水量（268m³/日）以下の使用に留め、周辺環境に影響を与えないようにします。」とだけである。方法書への意見にあるように、ストレーナーの位置、揚水機の吐出口の断面積、揚水機の原動機の定格出力を明記すべきである。県条例規則第 61 条の「吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える」揚水設備に該当するのか、県条例のがれのインチ管「小口径井戸」（吐出口の断面積が 6 平方センチメートル以下のもの）なのか、いずれにしても適法なものなのか、判断できない。</p>	<p>環境美化センターで使用していた井戸は、県条例規則第 61 条の「吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える」揚水設備に該当します。昭和 51 年に揚水設備使用届出書を愛知県に受付されており、昭和 53 年に揚水設備等の変更（268 m³/日への変更）の許可を受けております。なお、ストレーナーの位置は 61.5m～72.5m、揚水機の吐出口の断面積は 33.2cm²、揚水機の原動機の定格出力は 5.5kW です。</p>
12	<p>p23 解体工事の対象で、民間工場（基礎及び土間コンクリート）があり、注によれば「用地買収等契約交渉により追加」ということだが、民間工場側が負担すべき解体費用を北名古屋衛生組合が負担することになるが、その分を買収費用から差し引くなど適正な契約になっているのか。</p>	<p>解体工事の対象は、民間工場との用地交渉の結果、合意したものであり、その費用については適正に契約しています。</p>
13	<p>p23 工事計画の概要で工事中の排水フローが図で示してあるだけだが、排水処理をしてから公共用水域へ放流だけでは、5年以上の大規模工事にもかかわらず概要がつかめない。どの程度の排水処理をし、どこを経由して、どれくらいの水量を放流するのか工事計画の概要で明記すべきである。現地調査のところでやっと放流経路が図で示されているが p521、西側と南側の 400m 以上の小水路を経て、鴨田川から新川に放流されることになっている。この小水路への影響予測・評価が必要であることが理解できるような表現が概要には求められる。</p>	<p>評価書において工事計画の概要に、工事中の排水は事業実施区域西側及び南側の排水路、鴨田川を経て新川へ放流されることを記載します。工事中の排水は、沈砂槽を設置すること等により濁水対策を実施した上で公共用水域に放流します。</p>

(2)環境配慮事項に関すること(6意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 26 事業計画を策定する段階で環境に配慮した事項が、方法書段階より後退している。例えば、方法書 p15 では「工事用車両等については、低公害車及び最新規制適合車の使用に努める。」とあったものが、今回の準備書では大気質：工事用車両については「工事区域から退出する際にタイヤ洗浄」だけである。方法書の内容を拡充して「低公害車及び最新規制適合車を使用することを工事発注仕様書に記載する。」などとすべきである。</p>	<p>環境に配慮した事項について、準備書では方法書で記載した事項を含めて検討し、予測、評価の前提条件である環境配慮事項と、それ以外で実行可能な範囲内で実施する環境保全措置に分類してまとめています。</p> <p>工事用車両に配慮した事項については、準備書 26～27 頁の環境配慮事項と準備書 403 頁の環境保全措置に記載しています。</p>
2	<p>p 26 事業計画を策定する段階で環境に配慮した事項が、方法書段階より後退している。例えば、方法書 p15 では「ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。」が今回の準備書では欠落している。廃棄物処理法に定められた責務さえ実施しないことにしたのか。本来なら、法に定められた以上の間隔で定期調査を行い、かつインターネットで公表するという内容を追加すべきである。</p>	<p>環境に配慮した事項について、準備書では方法書で記載した事項を含めて検討し、予測、評価の前提条件である環境配慮事項と、それ以外で実行可能な範囲内で実施する環境保全措置に分類してまとめています。</p> <p>安定燃焼の確保等については、煙突排出ガスの排出における環境保全措置として、準備書 405 頁に記載しています。</p>
3	<p>p 26 環境配慮事項：大気質：供用時：廃棄物等運搬車両について「運行管理を行うことにより、車両の集中を避ける」だけであるが、温室効果ガス等については「低燃費車等の利用促進」p27 とあるように、電気自動車など低公害の廃棄物運搬車両についての市の調査研究がどうなっているか、どのような車両を用いるかを明記すべきである。少なくとも方法書 p15 では「廃棄物等運搬車両については、低公害車及び最新規制適合車の使用に努める。」とあった内容を拡充して「低公害車及び最新規制適合車を使用する。」などとすべきである。</p>	<p>廃棄物運搬車両への導入が可能な低公害車としては、ハイブリッド車を始め、天然ガス車やポスト新長期規制適合車等の種類があります。今後は、低公害車の主力車種としてハイブリッド車を考えていますが、メーカーの技術開発の動向等を踏まえ、環境性能や業務上等の観点から導入する低公害車の種類も含めて総合的に検討していきます。</p>
4	<p>p 26 環境配慮事項：温室効果ガス等：供用時：廃棄物等運搬車両について「低燃費車等の利用</p>	

	<p>促進」とあるが、低燃費車の定義を明らかにする必要がある。市のホームページでも代表的なエコカーのうち、「低排出ガス車・低燃費車」として「低排出ガス車認定実施要領」（平成 12 年運輸省告示第 103 号）に基づき、低排出ガス車の認定を受けた自動車。「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準を達成している自動車としており、低燃費だけでは大気汚染物質を多く排出すれば問題となる。例えば、「あいち地球温暖化防止戦略 2020」では次世代自動車等先進エコカーとして、ハイブリッド自動車 HV、電気自動車 EV、プラグインハイブリッド自動車 PHV、燃料電池自動車 FCV、天然ガス自動車 NGV、クリーンディーゼル自動車 CDV、の普及やバイオ燃料の利用により、自動車由来の CO2 排出量の大幅な削減を図るとしており、低燃費には限定していない。</p>	
5	<p>p 27 環境配慮事項：その他として「ホームページ等により環境モニタリング結果等の環境情報を公開する。」という項目が方法書に追加されたことは評価できるが、その公開項目を明記すべきである。方法書への意見に対する見解でも「排出ガス濃度などは、民間の計量証明機関で測定し、その結果や維持管理状況については…情報公開を進めます。」p215 とあるが、「排出ガス濃度」は排ガス処理計画に p20 に掲げるダイオキシン類などの 5 項目をさすのか、「など」は具体的に何をさすのか、法定項目の一酸化炭素濃度だけなのか。</p> <p>そもそも「環境モニタリング結果」とは、工場以外の周辺環境の調査を含んでいるのか。これらの疑問に具体的に答えられるよう、県条例に基づく「事後調査は実施しないこととした」p727 と豪語するが、工事後、供用後の事後の調査を示すこの部分で最低限の環境モニタリング計画を明記すべきである。</p>	<p>環境モニタリング計画について、資料編 441～444 頁に記載しています。排ガス、騒音、振動、悪臭などについて工事中や施設稼働後に調査を行い、その結果をホームページ等で公表していきます。周辺環境に対しては、ばい煙の排出状況を適切に把握していくことで対応していきます。</p>

6	<p>p214 方法書への意見「民間の一般廃棄物処理施設は「施設の維持管理の状況に関する情報」について「インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」とされている。地方自治体としては、民間の一般廃棄物処理施設に見本を示す意味で、率先してこれ以上の情報公開、例えば、施設の維持管理情報はもちろん、周辺環境の測定結果なども、インターネットで公開することを明記すべきである。」に対し、見解は「排出ガス濃度等については…インターネット等を利用して積極的に情報公開を進めます。」とあるが、「民間に見本を示す」という基本的姿勢が示されておらず不十分である。事業者としての名古屋市は名古屋市環境影響評価条例で、事後調査計画書を工事中と供用後について届出し、市長による15日の縦覧、インターネット公表を義務づけているほどである。</p> <p>また、排出ガス濃度等の「等」に施設の維持管理情報、周辺環境の測定結果などが含まれるのか不明であり、特に周辺環境が予測と比べてどうなのかが周辺住民としては一番知りたいところである。</p>	<p>資料編 441～444 頁の環境モニタリング計画で示しているように、工事中及び供用時の調査を行い、調査結果についてはホームページ等で公表していきます。周辺環境に対しては、ばい煙の排出状況を把握していくことで対応していきます。</p>
---	---	---

2 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概要に関する意見(6意見)

(1) 自然的状況に関すること(3意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 48 ダイオキシン類の調査について、方法書に対する意見「既存データの調査としては不足している。…民間の見本となるべき自治体（一部事務組合）は、率先してこの許可基準を遵守すべきであり、そのため、周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握すべきである。少なくとも、ダイオキシン類の排出濃度については、毎年度、事業者が報告している結果を県が公表している。その事業実施区域分だけでも記載すべきである。少なくとも北名古</p>	<p>環境美化センター稼働中の排出ガス調査結果については、準備書 303 頁に記載しています。排出ガスのダイオキシン類濃度は、規制基準値を十分に下回る値となっていました。</p> <p>また、愛知県のダイオキシン類調査結果により、周辺の焼却施設の立地状況等について把握していますので、以下の内容を評価書に記載します。</p>

	<p>屋衛生組合の環境美化センター…平成 21 年度までの自社測定データはあるはずである。」に対する見解は「愛知県ダイオキシン類調査結果より、周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握しています。」p219 とあるが、事業者が把握しただけでは意味が無い。周辺の焼却施設の立地状況、ダイオキシン類の排出量を把握した結果を明記して、市民の意見を募集すべきである。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業場</th> <th>所在地</th> <th>施設の種類</th> <th>採取年月日</th> <th>測定結果</th> <th>種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">A</td> <td rowspan="3">北名古屋 市久地野</td> <td rowspan="3">廃棄物焼却炉</td> <td>H23. 11. 17</td> <td>1.5</td> <td>排ガス</td> </tr> <tr> <td>H23. 11. 18</td> <td>0</td> <td>ばいじん</td> </tr> <tr> <td>H23. 11. 18</td> <td>0</td> <td>燃え殻</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td rowspan="3">北名古屋 市九之坪</td> <td rowspan="3">廃棄物焼却炉</td> <td>H23. 12. 13</td> <td>0.78</td> <td>排ガス</td> </tr> <tr> <td>H23. 12. 14</td> <td>0</td> <td>ばいじん</td> </tr> <tr> <td>H23. 12. 14</td> <td>0</td> <td>燃え殻</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">C</td> <td rowspan="3">北名古屋 市法成寺</td> <td rowspan="3">廃棄物焼却炉</td> <td>H23. 8. 29</td> <td>1.1</td> <td>排ガス</td> </tr> <tr> <td>H23. 7. 29</td> <td>1.9</td> <td>ばいじん</td> </tr> <tr> <td>H23. 7. 29</td> <td>0.550</td> <td>燃え殻</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>北名古屋 市二子</td> <td>廃棄物焼却炉</td> <td colspan="3">休止</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">E</td> <td rowspan="3">北区西味 鈍</td> <td rowspan="3">廃棄物焼却炉</td> <td>H24. 12. 17</td> <td>0</td> <td>排ガス</td> </tr> <tr> <td>H24. 12. 18</td> <td>0</td> <td>燃え殻</td> </tr> <tr> <td>H24. 12. 18</td> <td>0.09</td> <td>ばいじん</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">F</td> <td rowspan="5">北区楠町 大字喜惣 治新田</td> <td rowspan="3">廃棄物焼却炉(1号炉)</td> <td>H24. 11. 15</td> <td>0.00081</td> <td>排ガス</td> </tr> <tr> <td>H24. 11. 15</td> <td>0.080</td> <td>燃え殻</td> </tr> <tr> <td>H24. 11. 15</td> <td>1.6</td> <td>ばいじん</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">廃棄物焼却炉(2号炉)</td> <td>H24. 7. 19</td> <td>0.0047</td> <td>排ガス</td> </tr> <tr> <td>H24. 7. 19</td> <td>0.0073</td> <td>燃え殻</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">G</td> <td rowspan="2">西区玉池 町</td> <td rowspan="2">廃棄物焼却炉</td> <td>H24. 11. 20</td> <td>0.058</td> <td>排ガス</td> </tr> <tr> <td>H24. 11. 20</td> <td>0.00024</td> <td>燃え殻</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">H</td> <td rowspan="3">西区浮野 町</td> <td rowspan="3">廃棄物焼却炉</td> <td>H25. 2. 15</td> <td>0.12</td> <td>排ガス</td> </tr> <tr> <td>H25. 2. 18</td> <td>0.052</td> <td>燃え殻</td> </tr> <tr> <td>H25. 2. 18</td> <td>0.25</td> <td>ばいじん</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単位 (排ガス : ng-TEQ/m³N、ばいじん、燃え殻 : ng-TEQ/g) 出典 : 「ダイオキシン類調査結果 (平成 24 年度)」 (愛知県ホームページ、名古屋市ホームページ) を基に作成</p>	事業場	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	種別	A	北名古屋 市久地野	廃棄物焼却炉	H23. 11. 17	1.5	排ガス	H23. 11. 18	0	ばいじん	H23. 11. 18	0	燃え殻	B	北名古屋 市九之坪	廃棄物焼却炉	H23. 12. 13	0.78	排ガス	H23. 12. 14	0	ばいじん	H23. 12. 14	0	燃え殻	C	北名古屋 市法成寺	廃棄物焼却炉	H23. 8. 29	1.1	排ガス	H23. 7. 29	1.9	ばいじん	H23. 7. 29	0.550	燃え殻	D	北名古屋 市二子	廃棄物焼却炉	休止			E	北区西味 鈍	廃棄物焼却炉	H24. 12. 17	0	排ガス	H24. 12. 18	0	燃え殻	H24. 12. 18	0.09	ばいじん	F	北区楠町 大字喜惣 治新田	廃棄物焼却炉(1号炉)	H24. 11. 15	0.00081	排ガス	H24. 11. 15	0.080	燃え殻	H24. 11. 15	1.6	ばいじん	廃棄物焼却炉(2号炉)	H24. 7. 19	0.0047	排ガス	H24. 7. 19	0.0073	燃え殻	G	西区玉池 町	廃棄物焼却炉	H24. 11. 20	0.058	排ガス	H24. 11. 20	0.00024	燃え殻	H	西区浮野 町	廃棄物焼却炉	H25. 2. 15	0.12	排ガス	H25. 2. 18	0.052	燃え殻	H25. 2. 18	0.25	ばいじん
事業場	所在地	施設の種類	採取年月日	測定結果	種別																																																																																																	
A	北名古屋 市久地野	廃棄物焼却炉	H23. 11. 17	1.5	排ガス																																																																																																	
			H23. 11. 18	0	ばいじん																																																																																																	
			H23. 11. 18	0	燃え殻																																																																																																	
B	北名古屋 市九之坪	廃棄物焼却炉	H23. 12. 13	0.78	排ガス																																																																																																	
			H23. 12. 14	0	ばいじん																																																																																																	
			H23. 12. 14	0	燃え殻																																																																																																	
C	北名古屋 市法成寺	廃棄物焼却炉	H23. 8. 29	1.1	排ガス																																																																																																	
			H23. 7. 29	1.9	ばいじん																																																																																																	
			H23. 7. 29	0.550	燃え殻																																																																																																	
D	北名古屋 市二子	廃棄物焼却炉	休止																																																																																																			
E	北区西味 鈍	廃棄物焼却炉	H24. 12. 17	0	排ガス																																																																																																	
			H24. 12. 18	0	燃え殻																																																																																																	
			H24. 12. 18	0.09	ばいじん																																																																																																	
F	北区楠町 大字喜惣 治新田	廃棄物焼却炉(1号炉)	H24. 11. 15	0.00081	排ガス																																																																																																	
			H24. 11. 15	0.080	燃え殻																																																																																																	
			H24. 11. 15	1.6	ばいじん																																																																																																	
		廃棄物焼却炉(2号炉)	H24. 7. 19	0.0047	排ガス																																																																																																	
			H24. 7. 19	0.0073	燃え殻																																																																																																	
G	西区玉池 町	廃棄物焼却炉	H24. 11. 20	0.058	排ガス																																																																																																	
			H24. 11. 20	0.00024	燃え殻																																																																																																	
H	西区浮野 町	廃棄物焼却炉	H25. 2. 15	0.12	排ガス																																																																																																	
			H25. 2. 18	0.052	燃え殻																																																																																																	
			H25. 2. 18	0.25	ばいじん																																																																																																	
2	<p>p 79 自然的状況 (土壌) について、方法書に対する意見「土地利用の履歴について…2000 年 9 月 11~12 日の東海集中豪雨、1959 年の伊勢湾台風などでの被災状況、災害廃棄物の仮置き場又は埋設などの状況を、当時の関係者の聞き取り調査も含めて明記すべきである。」に対する見解は「東海豪雨後約 1 ヶ月間、市民グラウンドに災害ごみを仮置きしましたが、撤去処分後、平成 12 年に表土の入れ替えを行いました」p217 とあるが、こうした重要な事実は本文に追記すべきである。また、表土の入れ替えの状況 (面積、深さ、入れ替え前後の土壌分析値、搬出先) を明記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、表土の入れ替えの状況について、以下の内容を評価書に記載します。</p> <p>「平成 12 年 9 月の東海豪雨後に災害ごみを北名古屋市市民グラウンド (当時、師勝町民グラウンド) に仮置きし、ごみの撤去後の同年 11 月から 3 月にかけて、グラウンド部分の表土を鋤き取り、良質土に入れ替える工事を行いました。」</p>																																																																																																				
3	<p>p 79 自然的状況 (土壌) の土地利用の履歴で、市民グラウンドは 1960~1980 年代に洗毛等、建設業の工場があり、また、基礎と土間コンクリ</p>	<p>「北名古屋市二子四反地 15 番 1 他 7 筆 土地履歴調査報告書」(平成 23 年 12 月 北名古屋衛生組合) において、規模、使用薬剤については</p>																																																																																																				

<p>ートの解体を行う民間工場はコンクリート工場であり、「土壌汚染のおそれの有無…ない」と記載してあるが、その判断の根拠として、それぞれの規模、使用薬剤なども追記すべきである。また、コンクリート工場ではセメントに六価クロムが混入していることによる問題が過去に発生していたため、その土壌調査も行う必要がある。</p>	<p>不明であることと、土壌汚染のおそれはないことが報告されています。</p> <p>なお、コンクリート工場の事業者が自主的に解体前に六価クロムの調査を行い、全て基準を満たしていました。</p>
---	---

(2)社会的状況に関すること(3意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 151 水銀については大気汚染防止法第 18 条の 20～22 (有害大気汚染物質対策の推進) に基づき、低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質で、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされている有害大気汚染物質 248 種類、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質 (優先取組物質) として 23 種類がリストアップされている。この中に水銀が含まれており、大気環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値 (指針値) : 水銀 (水銀蒸気) $0.04 \mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下 (年平均値) が定められている。この指針値は環境基準に類する性格を有するため、こうした情報を、3.3-23 その他生活環境保全上の目標の根拠となる基準に追加して記載すべきである。関係法令等で環境省の通達が多く示してあるが、大気汚染防止法に基づく水銀の指針値はそれ以上の優位性を持っている。水銀調査結果 p311 の脚注に「指針値 : 年平均値 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。」と記載するだけではその性格が理解できないし、基準等との整合性に係る評価で「水銀の年平均値が $0.026 \mu\text{g}/\text{m}^3$…環境基準等を満足する」と突然表現されても理解できない。</p>	<p>準備書 151 頁の表 3.3-23 に水銀の指針値について記載しています。準備書 364 頁で水銀の煙突排出ガスの諸元を示しており、影響の予測評価を行いました。</p>

2	<p>p 195 環境保全に関する取組状況について、方法書に対する意見「あいち地球温暖化防止戦略…基準年度である 1990 年度と比べて 6 %削減するという目標が示されている。…具体的な数値目標 7,466 万 t-CO₂を追加記載して、今後の準備書での予測を評価する参考とすべきである。」に対する見解は「温室効果ガスの排出削減については、北名古屋ごみ焼却工場の整備事業者を選定する中で、十分配慮してまいります。」p221とあるだけであるが、やはりこの愛知県の取組の中に記載すべきである。また、予測結果 p686によれば、廃棄物の焼却、電力・燃料使用により、CO₂排出量はシャフト炉式が 79,220t-CO₂/年と他の 3 方式 50,811、59,554、52,404 t-CO₂/年と比べて異常に多い。発電による削減を加味しても、シャフト炉式が CO₂排出は最大である。焼却工場の整備事業者の選定方法でこの事実をどう配慮するのか。</p>	<p>愛知県の地球温暖化対策の取組を十分に意識した上で事業を進めていきます。</p> <p>整備事業者の選定に際して、公害防止等の環境面をはじめとして、設備機器の機能面、コスト等に加え、温室効果ガス等の環境配慮やエネルギーの有効利用の提案に対して総合的な評価を行う予定です。</p>
3	<p>p 203 公害苦情の状況について、方法書に対する意見「悪臭が北名古屋市で 6 件、名古屋市で 272 件あるが、その内訳を確認し、環境美化センターからの臭気に関するものがあるかどうかを明記すべきである。」に対する見解は「悪臭の苦情…環境美化センターに関する苦情はありませんでした。」とあるが、この旨を本文にも記載すべきである。また、この周辺で新川の水質汚濁の苦情が多いこともあるため、このほかの苦情項目についても環境美化センターに関する苦情の有無を記載すべきである。</p>	<p>準備書 203 頁の公害苦情の状況のうち、環境美化センターに関する苦情はありませんので、その旨を評価書に記載します。</p>

3 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法に関する意見(5意見)

(1)環境影響評価の項目の選定及び選定理由に関すること(2意見)

	意見の概要	見解
1	p 237 県の環境影響評価指針に基づかないが、市アセス条例に基づく電波障害を資料編で、予測評価しているのは評価できるが、安全性など、このほかの市アセス条例項目についても検討すべきである	本事業は愛知県環境影響評価条例に基づいて手続きを進めていますが、関係市町の意見を踏まえ、項目を追加して予測評価しています。
2	p 238 動植物・生態系や温室効果ガスの予測評価を追加したことは評価できるが、動植物については、水質だけで水量を加味しない不十分な調査と評価、温室効果ガスは予測値は示してもその評価がない、結果として、それぞれの環境保全措置も不十分なものになっており、見直しが必要である。	工事中の湧水による排水は限られた時期であり、排水量は現況の降雨時の状況と大きく変わらないため、水質について予測評価しました。また温室効果ガスについては、予測結果と環境保全措置等により、事業者の実行可能な範囲での回避・低減の観点から評価しています。

(2)調査、予測及び評価の手法及び理由に関すること(3意見)

	意見の概要	見解
1	p 265 低周波音の評価の手法が「回避または低減されているか」だけであるが、方法書への意見「環境省の低周波音対応事例集にある「評価のポイント」低周波音苦情への対応のための参照値など…定量的にも評価すべきである。」に対する見解は「低周波音の評価については、「低周波音問題対応の手引書(平成16年環境省)の参照値を下回っていることを確認しています。」p223としているのだから、基準等との整合性についても評価することを明記すべきである。	「低周波音問題対応の手引書」の参照値は、「低周波音問題対応の手引き書における参照値の取扱について」(環境省事務連絡 平成20年4月17日)において、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定したものではないことなどが留意事項として示されています。従って、環境保全に関する基準等として整合性を評価すべきものではないと判断し、参照値を下回っていることを確認した上で、回避・低減に係る評価のみ行っています。
2	p 272, 273 水質の現地調査(水素イオン濃度、水の濁り)について、新川の2地点に、排水経路の鴨田川2地点を追加したのは評価できるが、中途半端である。現実の問題となるのは、工事中に工場から鴨田川へ放流する経路になる約500mの西側小水路及び南側小水路である。通常は水量ゼロ?が工事中はどうなるのか、そこでの動植物の生息環境はどうなるのか、底泥の巻き上げはないのか、などであり、この2小水路について、水量も含めて現地調査すべきである。	事業実施区域西側、南側の小水路は排水路として整備されたコンクリート三面張りのブロックであり、水路内で確認された生物は、このような人為的な環境に適応しているものと考えられるため、鴨田川の2地点、新川の2地点で水質の現地調査を行いました。

3	<p>p 294 調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス等）の評価手法で「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られているかどうか」だけでは不十分である。名古屋市の「低炭素都市なごや戦略実行計画」2020年に温室効果ガスを1990年比25%削減する、愛知県の「あいち地球温暖化防止戦略2020」1990年の7,701万トン/年を15%（851万トン/年）削減するという削減目標との比較を行うことで「環境基準等と整合がはかられているかどうか」についての評価を追加すべきである。</p>	<p>愛知県、名古屋市の地球温暖化対策の取組を十分に意識した上で事業を進めていきます。 温室効果ガスをできる限り削減できるよう、廃棄物発電についてはより高い発電効率となるよう努めることや、廃棄物等運搬車両のアイドリングストップやエコドライブの徹底などに努めていきます。</p>
---	---	--

4 環境影響の調査、予測及び評価に関する意見(75 意見)

(1)大気質に関すること(26 意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 316 大気調査：旅行速度の調査結果だけが突然示されているが、騒音の走行速度とは異なる定義でもあり、調査方法を記載すべきである。資料編 p181～p186 を見れば、毎時1回のデータがあることが分かるが、どのように調査したのかは不明である。</p>	<p>旅行速度の調査は調査区間で実際に車両を走行させて行いました。調査方法は準備書 300 頁の表 7.1-4 に記載しています。</p>
2	<p>p 335 大気予測：工事の実施：予測地点として「主要運行ルート」の3地点が選定してあるが、供用時と同様に、工事中も計画地直近の名師橋から南側への道路は使用しないことを明記すべきである。運行 p21 の廃棄物等運搬計画では「ごみ収集車両等の主要運行ルートは…名師橋より南側の道路については、主要運行ルートとしない計画とし」とあるため、供用時のごみ収集車両等の主要運行ルートについては判断できるが、工事中についての運行ルートの基本的計画はどこにもない。本来はこうした運行ルートについての配慮は事業計画策定時の環境配慮事項の大気質、騒音、振動 p26 に明記すべきである。</p>	<p>工事中資材等運搬車両の主要運行ルートについては、準備書 24 頁の図 2.2-14 に示しています。廃棄物等運搬車両と同様に名師橋より南側の道路については、主要運行ルートとしない計画としています。</p>
3	<p>p 342 大気予測：工事の実施：表 7.1-29 バックグラウンド濃度：浮遊粒子状物質：1時間値：</p>	<p>確認したところ「0.144mg/m³」は誤記でしたので、評価書において「0.114mg/m³」に修正しま</p>

	<p>地点 ii 鴨田川排水機場が「0.144mg/m³」となっているが、p315 の表 7.1-11(3) 調査結果や、p344 の表 7.1-32 大気質の予測結果と比べる限りでは、「0.114mg/m³」の間違いと思われる。再確認されたい。</p>	<p>す。</p>
4	<p>p343 大気予測結果：工事の実施：表 7.1-30 大気質の予測結果：二酸化窒素の付加濃度で、NO_x の計算結果が () で記載されているが、p341 の式によれば窒素酸化物濃度から二酸化窒素濃度への変換は、付加濃度ばかりでなく、バックグラウンド濃度についても表の NO₂ 濃度だけではなく NO_x 濃度が必要である。p313 の二酸化窒素調査結果と p314 の一酸化窒素調査結果を合計して確認すると、0.021、0.023、0.043ppm となり、たぶん間違いはないと思われるが、誰もが確認できるよう、予測手法で用いる値については明記すべきである。</p>	<p>バックグラウンド濃度については、実際に測定した二酸化窒素の値を示しています。付加濃度については、予測において、窒素酸化物から二酸化窒素へ変換しているため、参考として窒素酸化物のデータを示しています。</p>
5	<p>p350 大気予測：工事の実施：年平均値の予測条件（工事開始後 19 ヶ月目～30 ヶ月目）の 13 機種は、騒音の予測条件と比べて稼働機種が少ないのではないか。建設機械の音源条件等（工事開始後 13 ヶ月目及び 24 ヶ月目 p431 では 22 機種もある。このうちでラフテレーンクレーンやコンクリート圧砕機など大気の予測期間に稼働している機種はないのか再確認が必要である。</p>	<p>建設機械の稼働等による影響については、建設機械の機種に稼働台数を加味して予測しています。資料編 12 頁で示しているとおり工事開始後 19 ヶ月目～30 ヶ月目の稼働機械は 13 機種であり、13 ヶ月目では 15 機種、24 ヶ月目では 6 機種です。月毎に稼働する建設機械の種類及び台数から、最も環境影響の大きい月又は 1 年間を対象時期としています。</p>
6	<p>p351 大気予測：工事の実施：1 時間値の予測条件（工事開始後 24 ヶ月目）が 6 機種示してあるが、年平均値の予測条件（工事開始後 19 ヶ月目～30 ヶ月目）の 13 機種 p350 と比べて少なすぎる。24 ヶ月目は年平均値の予測期間の一部であり、クローラクレーンは年間 576 台稼働しているし、トラッククレーンは年間 312 台稼働し、コンクリートミキサー車年間 204 台稼働しているので、これらの機種は確実に稼働しているはずである。それとも、杭打ち機が稼働している時はクローラクレーン、コンクリートミキサー車、トラッククレーン、コンクリートポンプ車</p>	

	などが稼働しないという工程になっているのか。	
7	<p>p 351 大気予測：工事の実施：1時間値の予測条件のバックグラウンド濃度：SPM が、脚注で「現地調査での最高値は 0.208mg/m³となるが、特異な値となっているため、予測に用いる値としては次に高い値となる 0.135 mg/m³を用いた。」とあるが、現地調査のまとめ p304 ではこの 0.208mg/m³が素直に記載しており、特に問題となるような表現はない。この出現日を資料編で確認したところ、6月6日15時である(資料編 p77)。黄砂が観測された日で微小粒子状物質に影響を与えたのは、4月24日・25日、3月9日・10日・20日とされており(名古屋市平成24年度大気汚染常時監視結果資料編 p40)、この日に該当するわけでもないし、この日の11時からの時間値は、0.022、0.031、0.040、0.092、0.208、0.125、0.092、0.076mg/m³となっており、特にこの15時だけが高かった訳ではない。確固たる事実確認もなく、測定データを無視する手法は許されない。</p>	<p>最高値(0.208mg/m³)出現時の風速(事業実施区域内)が約10m/秒と強く、グラウンドの土の巻き上げが想定されます。また、周辺の常時監視測定局(愛知工業高校、豊山町豊場)の同時刻のSPMの値は0.03~0.05mg/m³程度であったことから、局地的で特異な値であったと判断し、周辺の大気質を代表する値とはならないと考えました。</p>
8	<p>p 354 大気予測：工事の実施：予測結果(建設機械の稼働等：年平均値)は、単純に付加濃度、バックグラウンド濃度、将来濃度が示してあるだけであるが、供用時などと比べ格段に影響が大きいと見られるため、寄与率を追記すべきである。二酸化窒素は54%、浮遊粒子状物質は95%にもなる。現に大気質供用時：地点別年平均値では0.0~4.2%と明記してある p377, 378。また、大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウオッシュ時、ダウンドラフト時、高層住宅への影響 p385~p393 の予測結果でも寄与率が明記してある。</p>	<p>工事の実施については短期の影響であるため、寄与率を記載していませんが、供用時については長期の影響であるため、参考として寄与率を記載しました。なお、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の寄与率を計算すると、年平均値は45%及び5%、1時間値は64%及び9%になります。</p>
9	<p>p 355 大気予測：工事の実施：予測結果(建設機械の稼働等：1時間値)も供用時などと比べ格段に影響が大きいと見られるため、寄与率を追記すべきである。二酸化窒素は36%、浮遊粒子状物質は91%にもなる。</p>	

10	<p>p 362 大気予測：施設の供用：予測地域が図で示してあり、平面的な等レベル線が p379～383 に示してあるが、このほかに具体的に理解できるよう 5 地点での予測も行い、結果が p377, 378 に示してあるのだから、p298 の環境大気質調査地点図と同様に、この予測地域図に予測地点も併記すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、ばい煙の排出に伴う大気質の予測地点について評価書に記載します。</p>
11	<p>p 403 大気評価：環境保全措置：資材等の搬入及び搬出で、「必要に応じて工事区域の出口にタイヤ洗浄装置を設置する。」とあるが、「必要に応じて」の意味を具体的に記述すべきである。事業計画策定時の環境配慮事項：大気質：工事中で「車両が工事区域から退場する際にタイヤ洗浄を実施し、粉じんの飛散を防止する。」p26 では不十分なので、ホースで洗浄することを基本として、「必要に応じてタイヤ洗浄装置」を設置し、いやでもそこを通らないと出られないという仕組みにするということなのか。それとも「必要に応じて」解体工事などの場合だけタイヤ洗浄装置を設置するという程度なのか。</p>	<p>タイヤ洗浄はホースで洗浄することを基本として、工事の進捗状況により必要な時期に機械で洗浄するタイヤ洗浄装置を設置します。</p>
12	<p>p 403 大気評価：環境保全措置：資材等の搬入及び搬出で、「車種規制非適合車の使用を抑制する」とあるが、方法書への意見に対する見解「工事関係車両については、工事発注仕様書の中で…要綱に基づき…車種規制非適合車の使用を抑制するよう求めていきます。」とあるため、工事発注仕様書で、使用を抑制するという表現はなじまない。明確に車種規制非適合車の使用は行わないとすべきである。</p>	<p>愛知県で定める「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を踏まえ仕様書等に明記します。</p>
13	<p>p 405 大気評価：環境保全措置：廃棄物等の搬入及び搬出で、「車種規制非適合車の使用を抑制する」とあるが、明確に車種規制非適合車の使用は行わないとすべきであるし、更に進んで電気自動車などの採用について検討すべきである。</p>	

14	<p>p 403 大気評価：環境保全措置：資材等の搬入及び搬出で、5項目あるが、アイドリングストップ、エコドライブ、車両の整備、点検の3項目は当たり前のことであり、対策効果もさほどなく、環境保全措置としてあげさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。</p> <p>愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価指針 第23（環境保全措置の検討）で「事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあつては、「環境保全措置」を検討するものとする。」があり、いずれの項目も「環境影響がない」「境影響の程度が極めて小さい」とは判断できなかったため、無理矢理、環境保全措置を追加したためと思われる。</p>	<p>環境に配慮した事項について、準備書では方法書で記載した事項を含めて検討し、予測、評価の前提条件である環境配慮事項と、それ以外で実行可能な範囲内で実施する環境保全措置に分類してまとめています。</p> <p>環境保全措置は、評価の手法として示した「環境影響の回避・低減」、「環境保全の観点からの基準・目標の達成」を目的として検討しています。</p>
15	<p>p 404 大気評価：環境保全措置：建設機械の稼働等で3項目のうち2項目は「アイドリングストップ、車両の整備、点検」と当たり前のことであり、対策効果もさほどなく、環境保全措置としてあげさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。</p>	
16	<p>p 405 大気評価：環境保全措置：煙突排出ガスの排出で3項目あるが、「ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定燃焼を維持する」「定期点検の実施」はごみ焼却施設としては当たり前のことであり、環境保全措置としてあげさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。</p>	
17	<p>p 405 大気評価：環境保全措置：煙突排出ガスの排出で、残る1項目「ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。」は、廃棄物処理法に基づき、</p>	

	<p>廃棄物焼却施設の維持管理基準として明確に定めてあり、実施しなければ改善命令の対処となるほどであり、事業者が守るべき基準である。予測した結果「環境影響がない」「境影響の程度が極めて小さい」とは判断できなかつたため追加する環境保全措置ではない。せいぜい「当該対象に係る規制の内容：大気質」p150に追記すべきことである。</p>	
18	<p>p 405 大気評価：環境保全措置：廃棄物等の搬入及び搬出で、4項目のうち残る3項目、アイドリングストップ、エコドライブ、車両の整備、点検は当たり前のことであり、対策効果もさほどなく、環境保全措置として大げさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。</p>	
19	<p>p 404 大気評価：環境保全措置：建設機械の稼働等で「粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時においては、必要に応じて散水を実施する」とあるが、「必要に応じては」は削除すべきである。また、粉じんの発生が予想される作業とは何か、乾燥時、強風時の定義は何かを明記し、対策を具体化すべきである。</p>	<p>粉じんの環境保全措置については、解体時、掘削時などの作業や地面の湿潤状況等を踏まえて散水を実施することとしています。</p> <p>粉じん等が発生、飛散する気象条件については、準備書 353 頁の表 7.1-39 のビューフォート風力階級表に示しています。</p>
20	<p>p 404 大気評価：環境保全措置：掘削・盛土等の土工または既存の工作物等の除去で「粉じんの発生が予想される作業を行う場合や乾燥時、強風時においては、必要に応じて散水を実施する」と1項目だけあるが、「必要に応じては」は削除すべきである。また、粉じんの発生が予想される作業とは何か、乾燥時の定義は何か、強風時とは風速 5.5m/秒以上のことを明記し、対策を具体化すべきである。</p>	
21	<p>p 407 大気評価：建設機械の稼働等：回避・低減に係る評価で、「付加濃度は、…小さいことから、環境への影響は小さいと判断する。」とあるが、この付加濃度は大きなものであり、寄与率は年平均値で NO₂ は 54%、SPM に至っては 95%</p>	<p>建設機械の稼働による影響については、施設の供用時と比べて短期間の影響となることや環境基準などを考慮して影響は小さいと判断しました。また、環境への影響を回避低減できるよう、建設機械は排出ガス対策型建設機械を使用し、</p>

	<p>もある (p354 の予測結果から計算)。同じく 1 時間値で NO₂ は 36%、SPM は 91%であり、「環境への影響は小さいと判断する。」という表現は不適切である。むしろ「環境への影響は大きいと判断する。」が適当である。このため、建設機械の稼働等については、工事の平準化を真剣に再検討すべきである。資料編 p10 の工事月別 NO_x、SPM 排出量を信じれば、排出量の大きい 21～27 ヶ月の工期を 2 倍にし、55 ヶ月の工期を最悪でも 62 ヶ月、つまり 7 ヶ月遅れとすることを覚悟すれば、付加濃度は相当減少するはずである。</p>	<p>予定している工事期間内でできるかぎり工事の平準化を図り、更に工事の実施段階で詳細に検討します。</p> <p>なお二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の寄与率を計算すると、年平均値は 45%及び 5%、1 時間値は 64%及び 9%になります。</p>
22	<p>p 407 大気評価：建設機械の稼働等：回避・低減に係る評価で、「大気質に係る環境影響が事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。」とあるが、工事の平準化という事業者の実行可能な範囲内の回避・低減が図られていないので、この表現は不適当である。</p>	
23	<p>p 407 大気評価：建設機械の稼働等：基準等との整合性に係る評価で、年平均値について「大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。」は「大気質の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。」の表記違いと思われる。その他、廃棄物等の搬入及び搬出：基準等との整合性に係る評価で、年平均値 p409 にもあるので、事務局でも再確認されたい。</p>	<p>ご指摘のとおり誤記ですので評価書において修正します。</p>
24	<p>p 407 大気評価：「建設機械の稼働等」及び「掘削・盛土等の土工または既存の工作物等の除去」の評価で両者とも「粉じんが飛散すると考えられる風速 5.5m/秒以上の風の出現頻度は低いことから、環境への影響の程度は小さいと判断する。」とあるが、出現頻度は年間で見れば時間数 2.2%、日数 17.2%であるが、3 月を見ると時間数 4.6%、日数 41.9%である p358。つまり、3 月は月の半分弱は風速 5.5m/秒以上の風が吹く日がある。「風速 5.5m/秒以上の風の出現頻度は低い」とはとてもいえない。季節による変化を含んだ表現をすべきである。</p>	<p>準備書 358 頁の表 7.1-43 では風速 5.5m/秒以上になる時間数及び日数を記載していますが、風速は時間単位で測定していることから、頻度については、基本的に時間数で判断しています。</p>

25	<p>p 408 大気予測：施設の供用：基準等との整合性に係る評価：年平均値で「水銀の年平均値が0.0026 μg/m³…環境基準等を満足する」とあるが、水銀の年平均値の環境上の基準を正式に記載すべきである。水銀調査結果 p311 の脚注に「指針値：年平均値0.04 μg/m³以下であること。」と記載するだけでは不十分である。環境基準等を説明した「当該対象に係る規制の内容」p151に記載し、あわせて、それを達成するための排出条件を排ガス処理計画 p20 の排出濃度で水銀については記載すべきである。</p>	<p>準備書 151 頁の表 3.3-23 に水銀の指針値について記載しています。準備書 364 頁で水銀の煙突排出ガスの諸元を示しており、影響の予測評価を行いました。</p> <p>準備書 20 頁では、法令に基づく排出規制のある物質について記載しています。</p>
26	<p>p 408 大気予測：施設の供用：基準等との整合性に係る評価：1時間値で「塩化水素が0.0014～0.0047ppm…上層階においても塩化水素が0.0126ppmであり、すべてのケースで環境基準等を満足する」とあるが、環境上の塩化水素1時間値の環境上の基準はどこにも示していない。排ガス処理計画 p20 で排出濃度10ppm、廃棄物焼却炉に係る塩化水素の排出基準700mg/m³Nと排出に関する濃度と基準は説明があるが、環境上の基準値についての説明はどこにもない。どのような根拠でどんな値を用いたのかを記載すべきである。</p>	<p>塩化水素については、準備書 151 頁の表 3.3-23 に目標環境濃度として示しており、それを環境基準等として準備書 392 頁の表 7.1-61 に記載しています。</p>

(2)騒音及び超低周波音に関すること(19 意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 431 騒音予測：建設機械の音源条件で22機種が記載してあるが、大気予測：建設機械 p350 では含まれているコンクリートポンプ車、コンクリートミキサー車が欠落している。これらの工事車両は工事現場内で大きな騒音を発生して移動するはずである。</p>	<p>建設機械の稼働等による影響については、建設機械の機種に稼働台数を加味して予測しています。月毎に稼働する建設機械の種類及び台数から、最も環境影響の大きい月又は1年間を対象時期としています。</p>

2	<p>p 454 騒音評価：環境保全措置：資材等の搬入及び搬出で2項目あるが、アイドリングストップ、車両の整備、点検は当たり前のことであり、対策効果もさほどなく、環境保全措置として大きさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価指針 第23（環境保全措置の検討）で「事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、「環境保全措置」を検討するものとする。」があり、いずれの項目も「環境影響がない」「境影響の程度が極めて小さい」とは判断できなかったため、無理矢理、環境保全措置を追加したためと思われる。</p>	<p>環境に配慮した事項について、準備書では方法書で記載した事項を含めて検討し、予測、評価の前提条件である環境配慮事項と、それ以外で実行可能な範囲内で実施する環境保全措置に分類してまとめています。</p> <p>環境保全措置は、評価の手法として示した「環境影響の回避・低減」、「環境保全の観点からの基準・目標の達成」を目的として検討しています。</p> <p>消音器の設置や回転数の制御については、今後、実際の設計を行う際に、個々の設備機器について検討し、寄与の大きい機器等に対して実施していきます。</p>
3	<p>p 454 騒音評価：環境保全措置：建設機械の稼働等で3項目のうち2項目は「アイドリングストップ、車両の整備、点検」と当たり前のことであり、対策効果もさほどなく、環境保全措置として大きさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。</p>	
4	<p>p 455 騒音評価：環境保全措置：機械等の稼働で2項目あるが「各設備の定期点検」は当たり前のことであり、対策効果もさほどなく、環境保全措置として大きさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。また、残る1項目「必要に応じて消音器の設置や回転数の制御を行う。」は、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための対策としては有効と思われるが、消音器を設置するのはどの機種か、回転数の制御を行うのはどの機種か明記すべきであるし、どの程度低減するか再予測が必要</p>	

	である。	
5	p 455 騒音評価：環境保全措置：廃棄物等の搬入及び搬出で、2項目、アイドリングストップ、車両の整備、点検は当たり前のことであり、対策効果もさほどなく、環境保全措置として大きさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。むしろ、低騒音型の廃棄物等運搬車両の導入を検討することを追加すべきである。	
6	p 417 騒音調査：走行速度の調査結果だけが突然示されているが、大気の旅速度とは異なる定義でもあり、調査方法を記載すべきである。資料編 p328～p339 を見れば、毎時 10 回のデータがあることが分かるが、どのように調査したのかは不明である。	走行速度の調査は、調査地点で走行中の車両が一定の区間を通過する時間を計測して行いました。調査方法は、準備書 415 頁の表 7.2.1-3 に記載しています。
7	p 426 騒音予測：資材等の搬入及び搬出、： p 451 廃棄物等の搬入及び搬出：予測条件の「走行速度については規制速度とし、地点 a、地点 b は 40km/時、地点 c は 50km/時とした。」とあるが、地点 a、地点 b が実際と比べて危険側の予測となっている。実測によれば、地点 a、地点 b は「平日で 42～52 km/時、土曜で 50～54 km/時」p417 であり、毎時の平均でも地点 a：11 時台 59.7 km/時、16 時台 59.4 km/時(資料編 p329)、9 時台 59.8 km/時 (資料編 p335)、地点 b：20 時台 59.5 km/時 (資料編 p337) と 60km/時近いデータがある。少なくとも地点 a、地点 b の走行速度は 55km/時として予測すべきである。	工所用資材等運搬車両、廃棄物等運搬車両については、規制速度で走行することを前提に予測しています。運搬車両の走行に当たっては規制速度を遵守するよう努めます。
8	p 426 騒音予測：資材等の搬入及び搬出：予測結果で増加分が 0dB(1dB 未満を表す)とあるが、資材等の搬入及び搬出で台数が増えるにも関わらず 6 データとも 0dB というのは、理解しにくい。資料編 p345 では、0.1～0.2dB の増加と明記してあるのだから、それをそのまま記載し、dB 合計した将来騒音レベル 68.2dB を丸めて 68dB とするなどの工夫が必要である。	騒音レベルの表示については「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境庁、平成 12 年)に基づいて整数表示としています。資料編 345 頁では、より詳細なレベルを示すため小数点以下第一位まで表示しています。
9	p 453 騒音予測：廃棄物等の搬入及び搬出：予	

	<p>測結果が表 7.2.1-24 で示してあるが、増加分が 0dB(1dB 未満を表す)とあるが、廃棄物等の搬入及び搬出で台数が増えるにも関わらず 0dB というのは、理解しにくい。資料編 p345 では、0.4～0.6dB の増加と明記してあるのだから、それをそのまま記載し、dB 合計した将来騒音レベル 68.5dB を丸めて 69dB とするなどの工夫が必要である。</p>	
10	<p>p 453 騒音予測：廃棄物等の搬入及び搬出：予測結果が表 7.2.1-24 で示してあるが、増加分の値として資料編 p345 表 3-4-2 が正しければ、本編 p453 の表 7.2.1-24 の増加分は間違いである。地点 a の土曜は 0 ではなく 1(0.6)であり、地点 c の平日 1、土曜 1 はそれぞれ 0(0.4)、0(0.4)である。再確認されたい。</p>	<p>騒音レベルの表示については「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境庁、平成 12 年)に基づいて整数表示としており、資料編では詳細レベルを示すため小数点以下第一位までとしています。よって準備書 453 頁を小数点以下第一位まで表示すると、地点 a の土曜日については、現況騒音レベルが 67.5 デシベル、増加分が 0.6 デシベル、将来騒音レベルが 68.1 デシベルとなり、現況騒音レベルと将来騒音レベルを四捨五入すると共に 68 デシベルとなり、差の増加分は 0 デシベルとなります。地点 c も同様に整理しています。</p>
11	<p>p 427 騒音予測：建設機械の稼働等で、「建設機械の稼働が最大となる時期として、工事開始後 13 ヶ月目及び工事開始後 24 ヶ月目を設定した。」とあるが、資料編 p14 では「建設機械の稼働による騒音パワーレベル合成値…、影響が最大となる時期は…」とあり、工事現場全体での騒音発生量で設定している。しかし、騒音のように距離によって大きく値が異なり、敷地境界に近い作業の場合、個別に問題を発生する時期がある。この点を考慮した予測が必要である。騒音予測結果の p436 では北側の地点 A に近く、中層住宅のあるところで、騒音源は工事開始後 24 ヶ月目は p443 のとおり敷地境界まで約 30m だとしても、その前後で、破碎機室のための杭打ち機が移動して、敷地境界まで約 20m まで近づくことが確実である。これだけで $L=L_w - 8 - 20 \log r = 119 - 8 - 20 \log(20) = 85\text{dB}$ となり、他の騒音をプラスすると規制基準の 85dB を超え</p>	<p>準備書 443 頁の図は工場棟の模式図を示しており、外側の線は敷地境界を示しているわけではありません。また、予測は準備書 433 頁に示したように、杭打ち機を敷地境界に最も近い管理棟の位置に配置して行っています。</p>

	ることは確実である。	
12	p 430 騒音予測：工事の実施：建設機械の予測式で仮囲いによる回折減衰式があるが、この計算のための仮囲いの高さは3mと設定 p431 までは分かるが、位置、材質が欠落している。材質については結果としての透過損失 10dB p430 が記載してある程度である。また、位置については建設機械の稼働位置図 p432 など敷地全体を覆う形で設置することが分かるが境界線から何 cm 控えるのかが不明である。	仮囲いの材質については鋼板などを想定し、安全側の予測となるよう、透過損失を 10 デシベルと小さく設定しています。また、仮囲いの位置については、準備書 432 頁、433 頁で示しており、敷地境界上で予測しています。
13	p 434 騒音予測：工事の実施：予測結果で「中層住宅を考慮した地点の予測結果は、最大値が 2～5 階の高さで 82dB であり、特定建設作業に係る規制基準値である 85dB を下回る。」としているが、規制基準の適用を間違えている。規制基準は敷地境界線上の値で定められており、敷地境界から離れて騒音が小さくなる住居側での値ではない。規制基準と比較するなら、仮囲いの上空も含めた敷地境界線上の高さ別予測が必要である。評価：建設機械の稼働等 p456 も同様である。	中層住宅を考慮した予測地点は、規制基準と比較できるよう、準備書 428 頁の図 7.2.1-5 及び準備書 435、436 頁の図 7.2.1-8(1)、(2)に■で示した敷地境界上の（中層住宅に最も近い）地点としています。 敷地境界線上の高さ別予測については、準備書 434 頁の表 7.2.1-15 (2) で示しています。 また評価についても同様としています。
14	p 446 騒音予測：施設の供用：予測結果で「中層住宅を考慮した地点の予測結果…最大値は 4,5 階の高さで 48dB であり、特定工場等に係る規制基準を満足している。」としているが、規制基準の適用を間違えている。敷地境界から離れて騒音が小さくなる住居側での値で評価すると危険側となる。	予測地点は、建設機械の稼働等と同様に敷地境界上の（中層住宅に最も近い）地点としています。準備書 438 頁の図 7.2.1-9 及び準備書 448 頁の図 7.2.1-12 に■で示した地点を予測地点としています。
15	p 454 騒音評価：環境保全措置：建設機械の稼働等で「仮囲いの通用門は、通行時以外は閉じておく。」とあるが、当たり前のことであるし、そもそも、建設機械の稼働等の予測では全周に仮囲いがあることで予測している。この環境保全措置を入れたいのなら、通用門があいている状態で騒音予測・評価を行うべきである。この項目はこの部分で削除し、予測の前提となる事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に追記すべきである。	通用門の位置については、現時点では未定であり、敷地境界の全周囲に仮囲いがある状態で予測しています。通行時以外の通用門の閉止については、環境保全措置として徹底します。

16	<p>p 456 騒音評価：建設機械の稼働等で「環境への影響の程度が小さいと判断する。」とあるが、現況の環境騒音は、地点 A で昼間 56dB、夜間 54dB、地点 B で昼間 67～68dB、夜間 68dB、地点 C で昼間 53～56dB、夜間 53～51dB、地点 D で昼間 65～67dB、夜間 62～65dB であり p416、不十分な予測でも建設機械の稼働等で大きな環境変化があることになる。例えば平日で見ると、地点 A では 56dB が 72dB (24 ヶ月目) に増加、地点 C では 56dB が 70dB (13 ヶ月目) に増加する。</p> <p>「環境への影響は小さいと判断する。」という表現は不適切である。むしろ「環境への影響は大きいと判断する。」が適当である。</p> <p>このため、建設機械の稼働等については、杭打ち機などの大きな騒音発生源に対する個別の騒音対策や、敷地境界に近い作業に対する仮囲いの材質や高さの強化を考えるべきである。</p>	<p>建設機械の稼働による影響については、施設の供用時と比べて短期間の影響となることや規制基準以下となっていることから影響は小さいと判断しました。</p> <p>また、環境への影響を回避低減できるよう、建設機械は低騒音・低振動型建設機械を使用し、施工方法や工程等を十分に検討して建設機械の集中稼働を避け、工事区域の周囲には仮囲いを設置するなど、周辺地域への騒音の防止に努めます。</p>
17	<p>p 463 低周波音：予測方法で、「類似施設における測定事例として、シャフト炉式ガス化溶融方式である名古屋市鳴海工場における調査結果を使用した。」とあるが、これから選定する処理方式として「ストーカ式燃焼方式」、「流動床式燃焼方式」、「ストーカ式燃焼方式+灰溶融方式」、「シャフト炉式ガス化溶融方式」の 4 方式 p13 を考えているのに、なぜそのうちの一方式であるシャフト炉式ガス化溶融方式を選んだのか。その他の処理方式のごみ焼却施設はなぜ検討しないのか。悪臭の予測では、「処理能力や工場棟から敷地境界までの距離が類似している猪子石工場及び五条川工場とした。」 p514 とあるので、これらの工場の低周波音も類似事例として記載すべきである。</p>	<p>予測対象とした処理方式について、設備機器の騒音レベルの合成値が最大となるシャフト炉式ガス化溶融炉方式としました。シャフト炉式ガス化溶融炉方式で予測する理由については、準備書 242 頁の表 6.1-3(1)、準備書 463 頁の「b 予測対象とした処理方式」及び資料編 1-1 で示しています。</p>

18	<p>p 467 低周波音：評価で、「環境影響の回避・低減に係る評価」の記載しかないが、類似施設の調査結果で「G 特性音圧レベルは…「低周波騒音問題対応の手引書」の心身に係る苦情に関する参照値 92dB を下回っている。また、1/3 オクターブバンド音圧レベルの調査結果は、すべての周波数帯において物的苦情に関する参照値を下回っていた。」p462 としているし、そもそもまとめとしての「評価結果」では「心身に係る苦情に関する参照値 92dB 及び 1/3 オクターブバンド中心周波数ごとの物的苦情に関する参照値を下回っていることから、環境への影響の程度が小さいと判断する。」としているのだから、騒音等の評価のように「環境保全に関する基準等との整合性に係る評価」を追加して、この旨を記載すべきである。</p>	<p>「低周波音問題対応の手引書」の参照値は、「低周波音問題対応の手引き書における参照値の取扱について」（環境省事務連絡 平成 20 年 4 月 17 日）において、参照値は環境アセスメントの環境保全目標値などとして策定したものではないことなどが留意事項として示されています。従って、環境保全に関する基準等として整合性を評価すべきものではないと判断し、参照値を下回っていることを確認した上で、回避・低減に係る評価のみ行っています。</p>
19	<p>p 467 低周波音：評価で、「環境影響の回避・低減に係る評価」の記載しかないが、悪名高い「普天間基地代替施設の環境影響評価評価書」（2012, 10. 19 公表）でも『低周波音の心理的影響、物的影響に係る環境保全の基準又は目標は、環境基準などの基準値が特に定められていないことから、「低周波音に対する感覚評価に関する基礎研究」（1980 年）、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」平成 12 年 10 月、環境庁大気保全局に記載されている「圧迫感・振動感の閾値」及び「建具のがたつきの閾値」曲線を基に一定の目安として設定し、その環境保全の目標値との整合性について評価を行いました。』p4・4・40 とある。せめてこれぐらいの誠実さは示すべきである。</p>	

(3) 振動に関すること(5意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 479 振動予測：資材等の搬入及び搬出、p502 廃棄物等の搬入及び搬出：路面の平坦性による補正値の予測条件で、σ：3m プロフィールによる路面凸凹の標準偏差(mm)を、「交通量の多い一</p>	<p>σ 値は 3m プロフィールによる路面凸凹の標準偏差(mm)であり、予測は（社）日本道路協会が提案する値を用いて行いました。予測対象の道路は高架道路以外の交通量の多い一般道路である</p>

	<p>般道路のうち、予測結果が最大となる 5.0mm を用いた」とあるが、補正式は $8.2 \log \sigma$ であり、σ が大きいほど補正值も大きくなる。「予測結果が最大となる 5.0mm」の表現は間違いである。</p> <p>(社) 日本道路協会が提案している路面平坦性の目標値(補修基準値)は、自動車専用道路で 10mm、交通量の多い一般道路で 15~20mm、交通量の少ない一般道路で 20~30mm のうち、交通量の多い一般道路では 15~20mm までは補修しないのだから、少なくとも 20mm を用いるべきである。</p>	<p>ため、(社) 日本道路協会が提案している路面平坦性の目標値(補修基準値)の σ 値は、4.0~5.0mm とされていることから、予測では予測結果が最大となる 5.0mm を用いています。</p>
2	<p>p 482 振動予測：資材等の搬入及び搬出、p 502：廃棄物等の搬入及び搬出：予測条件の「走行速度については規制速度とし、地点 a、地点 b は 40km/時、地点 c は 50km/時とした。」とあるが、地点 a、地点 b が実際と比べて危険側の予測となっている。実測によれば、地点 a、地点 b は「平日で 42~52 km/時、土曜で 50~54 km/時」p417 であり、毎時の平均でも地点 a：11 時台 59.7 km/時、16 時台 59.4 km/時(資料編 p329)、9 時台 59.8 km/時(資料編 p335)、地点 b：20 時台 59.5 km/時(資料編 p337) と 60km/時近いデータがある。少なくとも地点 a、地点 b の走行速度は 55km/時として予測すべきである。</p>	<p>工事用資材等運搬車両、廃棄物等運搬車両については、規制速度で走行することを前提に予測しています。運搬車両の走行に当たっては規制速度を遵守するよう努めます。</p>
3	<p>p 505 振動評価：環境保全措置：資材等の搬入及び搬出、p 505 建設機械の稼働等、p 506 廃棄物等の搬入及び搬出で 1 項目だけある「整備、点検」、p 506 機械等の稼働の「定期点検」は当たり前のことであり、対策効果もさほどなく、環境保全措置として大げさに掲げるものではない。そもそも事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。</p>	<p>環境に配慮した事項について、準備書では方法書に記載した事項を含めて検討し、予測、評価の前提条件である環境配慮事項と、それ以外で実行可能な範囲内で実施する環境保全措置に分類してまとめています。</p> <p>環境保全措置は、評価の手法として示した「環境影響の回避・低減」、「環境保全の観点からの基準・目標の達成」を目的として検討しています。防振ゴムの設置等については、今後詳細な設計を行う際に検討していきます。</p>
4	<p>p 506 振動評価：環境保全措置：機械等の稼働の「振動の大きい機器は防振ゴムの設置や防振架台又は独立基礎上に設置する。」は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減するための対策としては有効であるが、「振動の大きい</p>	

	<p>機器」はどの機種か、防振ゴムの設置や防振架台又は独立基礎上に設置回転数の制御を行うのはどの程度の規模のものを考え、どの程度低減するか再予測が必要である。本来は、振動源条件の振動レベルは「処理システムメーカーのヒアリング結果」p496であり、こうした対策は既に実施済みであり、予測条件に含まれてはならず、事業計画策定時の環境配慮事項 p26に含まれるべきものであり、この環境配慮事項の追加で対応すべきである。</p>	
5	<p>p 507 振動評価：資材等の搬入及び搬出、 p 508：廃棄物等の搬入及び搬出：「環境保全に関する基準等との整合性に係る評価」として「すべての地点で要請限度を下回るとともに、人が振動を感じ始めるレベル（振動感覚閾値 55dB）以下の値となることから、振動の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。」とあるが、要請限度のような市長が道路管理者等に補修等を要請するものとされている値を環境保全に関する基準等とし、環境基準並みの扱いをすることは間違いである。そもそも、調査、予測及び評価の手法（振動）p269でも、道路交通振動については「事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減されているかどうかについて見解を明らかにする。」だけであり、「環境保全に関する基準等との整合性に係る評価」はしないことになっているため、この部分は削除すべきである。</p>	<p>要請限度とは、市町村長が指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請する際の限度であり、振動規制法に基づく値であることから、環境保全に関する基準等との整合性に係る評価の指標として用いています。</p> <p>基準等との整合が図られているかどうかについて見解を明らかにするため、評価書において、評価の手法に以下の事項を追記します。</p> <p>「基準等と整合が図られているかどうかについても見解を明らかにします。</p> <p><基準・目標></p> <p>・「道路交通振動の要請限度」</p>

(4) 悪臭に関すること(2意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 514 悪臭予測：予測方法で類似施設の測定事例があり、類似施設として「処理能力や工場棟から敷地境界までの距離が類似している猪子石工場及び五条川工場とした」とあるが、低周波音では鳴海工場をあげている。この鳴海工場を選定しなかった理由を明記すべきである。</p>	<p>悪臭については、処理方式による差はなく、処理能力や工場棟から敷地境界までの距離が類似している猪子石工場及び五条川工場を類似事例としました。なお類似施設の調査において、工場棟から調査地点までの距離は約 10～20mです。</p>

2	<p>p 514 悪臭予測：予測方法で類似施設の測定事例があり、類似施設の悪臭対策として「ごみピットやプラットホーム内は負圧に保ち、臭気的外部への漏洩を防ぐとともに、吸引空気は、燃焼用空気に使用し臭気の熱分解を図る。」「ごみピットには投入扉を設け、ごみ投入時以外は閉じておく。」の2点が示してあるが、事業計画策定時の環境配慮事項 p26 に含まれている「休炉時対応に脱臭装置を設置する。」と「プラットホームの入口にエアーカーテンを設置することにより臭気の漏洩を防止する。」は類似施設の猪子石工場、五条川工場では実施していないのか。今回はそれ以上の対策をとるので更に臭気対策が進んだ工場を建設するということか。</p>	<p>類似施設では環境配慮事項で示す全ての対策を行っています。準備書 514 頁で示す類似施設の悪臭対策は一例を示しましたが、評価書においてすべての悪臭対策を記載します。計画施設では、類似施設と同様に悪臭防止対策を実施することにより、同等の状況になると予測しています。</p>
---	--	--

(5)水質に関すること(5意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 520 水質調査：現地調査が「新川の2地点(地点Ⅰ：名師橋、地点Ⅱ：平田橋)及び鴨田川の2地点(地点Ⅲ：五反地橋、地点Ⅳ：鴨田橋)の計4地点とし、それぞれの河川への放流箇所の上流側と下流側とした。」とあるが、水質の調査地点 p521「工事中の排水経路」で、西側と南側の400m以上の小水路を経て、鴨田川から新川に放流されることになっている。この小水路への影響予測・評価ができるように、追加の現地調査を行うべきである。工事中だけとはいえ、冬にはほとんど水量がゼロの小水路に工事排水が多量に流れることの影響はこの小水路が一番大きい。</p>	<p>小水路はコンクリート三面張りのブロックであり、雨水等を鴨田川へ排水する側溝として利用します。工事中の湧水による排水は限られた時期であり、排水量は現況の降雨時の状況と大きく変わらないため、水質調査については工事中の排水が小水路を経て流入する鴨田川、新川で行いました。</p>
2	<p>p 525, 526, 527 水質調査：現地調査結果が冬、春、夏、秋で示してあり、採水時刻も記載してあるが、この採水時刻の潮汐状況を付記する必要がある。降雨時の水質調査結果で流量がある</p>	<p>降雨時以外の調査については、流量が正になる時間を考慮して調査しています。準備書 525～526 頁の表 7.5-8(1)～(4)に水質調査時の流量を調査、記載していることで潮汐の状況がわか</p>

	<p>が、脚注で「潮汐の影響で流量がマイナスとなることがある。」ことから、水質調査結果で上流側が必ずしも工場の影響がないデータであるとは限らない。その点を判断するために潮汐状況が必要である。</p>	<p>ると考えます。</p>
<p>3</p>	<p>p 525 水質調査：現地調査結果：夏季（7月）に環境基準を超えるダイオキシン類が、新川の2地点、鴨田川の2地点のいずれでも検出され、追加調査（10月）では、いずれも環境基準値を下回っていたということだが、「なお、現在稼働を休止している環境美化センターは、処理水を場外へ排出しない事業場であったことから、環境美化センターの影響はないと考える。」と勝手な評価をしている。事業実施区域内の土壌からもダイオキシン類は 170.20 pg-TEQ/g 検出されているし p564、その後、事業場内でダイオキシン類が環境基準を超えた土壌汚染が判明しているし（6月13日公表）、排ガスが滞留し排ガス中に微量に含まれるダイオキシン類が地表面に蓄積し、雨水とともに流出し、底泥に蓄積していることも考えられるため、もっと慎重な調査の上で結論を出すべきである。</p>	<p>準備書 303 頁の表 7.1-8 に、過去5年分の環境美化センター稼働時のダイオキシン類の排ガス測定結果を示しており、いずれも規制基準を満たしています。</p> <p>なお、北名古屋衛生組合が解体工事前に土壌の自主調査（概況調査）を実施しており、環境基準を超過した土壌のダイオキシン類の異性体分布を考察した結果、現況調査で実施した夏季の水質調査結果のダイオキシン類の異性体分布とは異なるものでした。現在、詳細調査及び地下水調査を行っており、今後の対応については、その結果を踏まえ、愛知県の指導のもと適切に対応していきます。</p> <p>詳細調査等の結果及び対応の内容については環境影響評価書に記載します。</p>
<p>4</p>	<p>p 530 水質予測：掘削・盛土等の土工で予測事項が水素イオン濃度と水の濁りの2項目だけであるが不十分である。地盤環境の予測で「山留壁根入れ地盤の透水性が大きいため、地下水が掘削底面まで回り込み、湧出する。」p550 と予測されている。このため、相当な湧出水があるはずであり、環境美化センター稼働中に汚染された土壌から溶出した有害物質による汚染が考えられるため、有害物質についても予測対象とすべきであるし、水の濁り対策として沈砂槽だけでは不十分で凝集沈殿などが必要である。</p>	<p>北名古屋衛生組合が実施した土壌の自主調査（概況調査）により判明した土壌汚染については、現在、詳細調査及び地下水調査を行っており、今後の対応については、その結果を踏まえ、愛知県の指導のもと適切に対応していきます。</p>

5	<p>p 531 水質予測、p533 水質評価：既存の工作物等の除去：「解体に伴うダイオキシン類対策工事で発生した汚染水は、産業廃棄物として適正に処理し、公共用水域には放流しないことから、河川の有害物質等の水質の変化はないと予測する。」とあるが、ダイオキシン類対策工事だけで、その他の解体工事に伴う汚染水は、公共用水域に放流することもあると読み取れるが、実際はどのように考えているのか。また、汚染水は産業廃棄物ではないため、文章は矛盾している。</p> <p>「解体工事で発生する汚染水は最小限となるよう散水し、湧出水も含め、現地で pH 調整、凝集沈殿など必要な排水処理を行い、適宜その水質検査を行い、安全が確認された場合だけ放流することとし、汚泥等は有害性を確認した上で産業廃棄物として適正に処理する。また、ダイオキシン類対策工事では発散源を湿潤な状態にするだけで排水は基本的に発生させず、解体後のダイオキシン類を含む湿潤した解体物は特別管理産業廃棄物として適正に処理。」というような表現が正しいのではないか。</p> <p>参考までに「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成 13 年 4 月 25 日）」では「労働安全衛生規則第五九二条の四に定めるところにより、作業場におけるダイオキシン類を含む物の発散源を湿潤な状態のものとしなければならない。」「ダイオキシン類で汚染されたおそれのある保護具…治具・工具及び重機等の機材は、使い捨てが指定されているもの及び手入れの方法が別に定められている呼吸用保護具のろ過材及び吸収缶を除き、清水、温水、中性洗剤及びヘキサソラン等により洗浄すること。」とされており、ダイオキシン類を含む物の解体では汚染水がでることは想定していない。</p>	<p>解体工事にあたりダイオキシン類対策工事として、焼却炉、集じん器、煙道等を解体前に高圧洗浄します。この時に発生する汚染水は排水処理設備で処理した後、洗浄水として再利用します。最終的には処理水及び排水処理設備から発生する汚泥等は産業廃棄物として適正に処理します。また、その他の解体工事により発生する排水は、沈殿槽を設置すること等により濁水対策を実施した上で公共用水域に放流します。</p>
---	--	---

(6)地盤・土壌に関すること(4意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 563 土壌調査の現地調査で「ダイオキシン類については…(平成 24 年 11 月 5 日調査)…すべての地点で環境基準値を下回っていた。」とあるが、平成 25 年 4 月 18 日調査では 1,500 pg-TEQ/g (土壌環境基準の 1.5 倍) が検出されたと、6 月 13 日に愛知県に報告し公表している。方法書への意見「土壌のように局地的な高濃度があり得る場合は、立地に当たり、詳細な特別調査が必要である。特に昭和 48 年(1983)、57 年(1992) 竣工と 20 年、30 年もたった古い焼却施設のため、周辺土壌にダイオキシン類が蓄積されていることは十分予想される。本来は名古屋市が…通常の土地売買で誰でもが行うように当該土地の土壌汚染状況を確認するように…求め、決定に反映すべきであった。」に対する対応が、事業実施区域内の 2 地点調査と不十分であったことは明らかである。その後、9 地点とはいえ追加調査を実施したことは評価できるが、ダイオキシン類による土壌汚染が判明したのだから、土壌汚染対策法の汚染が判明した場合の詳細調査に準じて、深さ方向を含めた 30m メッシュの調査を実施し、その結果と対応策を公表するまでは、建設事業を一時中断すべきである。なお、工事中の排水路とする西側と南側の小水路についても、水質と底泥の調査が必要である。ちなみに、知多南部広域環境組合は、方法書に基づき調査を実施し準備書を作成中であるが、予定地である半田市クリーンセンター敷地内(最終処分場跡地)から、環境基準値を超えるダイオキシン類が検出されたため、新しいごみ処理施設を建設するためには、地下水への漏水を防止する埋設廃棄物対策工事(約 30 億円)が必要として、建設候補地の再検討を行い、7 か所の候補地で選定作業を実施し、供用(運転)開始時期平成 29 年 4 月の予定を平成 34 年 4 月に変更している。</p>	<p>準備書では、565 頁の予測結果で示したように、工事着手前に土壌汚染対策法に基づく調査及びダイオキシン類の調査を行い、土壌汚染が判明した場合には適切に対応するとしています。準備書作成後、北名古屋衛生組合が解体工事前に土壌の自主調査(概況調査)を実施した結果、一部において土壌汚染が判明しました。この土壌汚染については、現在、詳細調査及び地下水調査を行っており、今後の対応については、その結果を踏まえ、愛知県の指導のもと適切に対応していきます。</p>

2	<p>公害防止、安全対策→但し問題なのは工事前の現段階でヒ素やダイオキシンが検出されたとのことであります。その処理に長期間の年月が掛かるのではと懸念されます。それはどのような過程で発生したのか。当時の点検基準の甘さを反省し今後に生かさなければなりません。旧施設の構造上の欠陥、原因及びその対策を公表し市民に理解を求めて戴きたいと思えます。</p> <p>再びこのような事故がなきように新工場の処理構造では安全対策に万全を期して欲しいものです。</p> <p>その他危険物の爆発や火災のないよう地域住民に不安がないよう切に願うものであります。</p> <p>その他建屋内の諸設備図（焼却炉、焼却灰、金属くずの処理、汚水の処理等）も公表し市民への健康被害をなくし、安心して暮らせる生活権を保証して欲しいと思えます。</p>	<p>北名古屋衛生組合が解体工事前に土壌の自主調査（概況調査）を実施しており、基準値を超えるヒ素やダイオキシン類が検出されました。この土壌汚染については、現在、詳細調査及び地下水調査を行っており、今後の対応については、その結果を踏まえ、愛知県の指導のもと適切に対応していきます。工事前には、土壌汚染の拡散のないよう適正に処理したうえで工事を実施し、計画施設についても、土壌汚染が生じないよう適切な対策を講じていきます。危険物等についても、関係法令を順守し、適切な管理を行います。</p> <p>また工事前には、説明会を開催する等、周辺住民への事業計画を十分周知し、さらに計画施設については、見学コース等を設け、皆様にもご覧いただき、ご理解をいただけるよう努めます。</p>
3	<p>p 556 地盤環境：評価：環境保全措置として事業者の実行可能な範囲内のできる限り回避・低減するために「より変位の小さい山留壁工法の採用を検討する。」とあるが、山留壁の変位による地盤沈下量は最大で18mmもあり、敷地境界では1.0～3.6mmとなり p553、554、南側では新川の堤防に影響を与える危険もあるため、当然の対応であるが、本来は当初の計画で「より変位の小さい山留壁工法」を採用し、事業計画策定時の環境配慮事項 p26 の追加で対応すべきである。</p>	<p>地盤への環境配慮事項として、周辺地下水位の低下を防止する山留壁工法を採用することとしています。環境保全措置としては、山留壁の材質や挿入深度を検討することで、より変位の小さい工法を採用することとしています。</p>
4	<p>p 567 土壌環境評価：環境保全措置：施設で「ダイオキシン類対策として、燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により安定燃焼の確保に努め、定期的な調査を実施して適正に管理する。」は、廃棄物処理法に基づき、廃棄物焼却施設の維持管理基準として明確に定めてあることであり、事業者が守るべき基準である。予測した結果「環境影響がない」「環境影響の程度が極めて小さい」とは判断できなかったため追加する環境保全措置ではない。</p>	<p>環境に配慮した事項について、準備書では方法書で記載した事項を含めて検討し、予測、評価の前提条件である環境配慮事項と、それ以外で実行可能な範囲内で実施する環境保全措置に分類してまとめています。</p>

(7)地下水の状況及び地下水質に関すること(1意見)

	意見の概要	見解												
1	<p>p 576 地下水の状況及び地下水質：評価：施設の存在で「供用時に利用する地下水の揚水量は、環境美化センターの稼働時と同程度であり、環境美化センターの稼働時に地下水位の低下は認められていないことから、施設の存在による地下水位の低下は小さいと判断する。」とあるが、環境美化センターの地下水については地下水位の状況が p538 に記載してあるが、揚水量そのものの記載はない。また、供用時に利用する地下水の揚水量も給排水計画 p21 などに記載はない。こうした資料を追加した上で評価すべきである。</p>	<p>地下水の利用については、環境美化センターで使用していた揚水設備を利用し、許可揚水量（268 m³/日）以下の使用を遵守し、周辺環境に影響を与えないようにします。また評価書で、以下に示す環境美化センターの過去5年間の実績を記載します。</p> <table border="1" data-bbox="853 577 1262 801"> <thead> <tr> <th>対象年度</th> <th>揚水量 (m³/日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 17 年度</td> <td>214</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年度</td> <td>212</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年度</td> <td>196</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年度</td> <td>195</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>193</td> </tr> </tbody> </table> <p>※環境美化センターは平成 22 年より休止 出典：地下水揚水量報告書（北名古屋衛生組合）を基に作成</p>	対象年度	揚水量 (m ³ /日)	平成 17 年度	214	平成 18 年度	212	平成 19 年度	196	平成 20 年度	195	平成 21 年度	193
対象年度	揚水量 (m ³ /日)													
平成 17 年度	214													
平成 18 年度	212													
平成 19 年度	196													
平成 20 年度	195													
平成 21 年度	193													

(8)日照障害に関すること(2意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 223 日照障害について、方法書への意見「評価の手法が…回避または低減されているか…建築基準法…最低限その基準を守るべき」との意見に対し、見解は「評価の手法として建築基準法に基づく日影規制について記載しました」とあるが、これはあくまでも最低限の規制基準であり、環境影響評価をしようがしまいが事業者が遵守しなければ建築確認申請が承認されない基準である。建築基準法は平均地盤面からの高さが 4 m で評価するという不十分なものである。この評価高さ、評価時間を「事業者の実行可能な範囲で回避または低減」しているのかが問われている。</p>	<p>建築基準法に基づく日影規制を満たすことはもちろんのこと、可能な限り、影響を小さくできるように建物の形状などに配慮していきます。</p>
2	<p>p 585 日照障害について「建築基準法に基づ</p>	

	<p>く日影規制を満足していることから、日照障害の環境保全に関する基準等との整合性が図られている。」と評価しているが、建築基準法は平均地盤面からの高さが4m（2階高さに相当）で評価するという不十分なものである。「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日建設省）の、いわゆる補償基準でさえ、住居での日陰時間は「1階高さにおいて日陰時間が4時間を超えないこと」とされている。最低限、この1階高さの地上1.5mでの予測、評価を行うべきである。この点は今年度の西知多道路のアセスメント準備書でも明記されている。また、周辺に農地が存在することから、農作物への対応として地表面での日陰時間を予測・評価すべきである。</p>	
--	---	--

(9) 動物・植物・生態系に関すること(5意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 613 動物予測：工事の実施：重要な種のうち、両生類1種（ナゴヤダルマガエル）、は虫類3種（クサガメ、ニホンシガメ、ニホンスッポン）、魚類5種（ニホンウナギ、ドジョウ、ナマズ、メダカ類、チチブ）、底生動物1種（モズクガニ）、貝類1種（ナガオカモノアラガイ）が「工事中の排水が流入する水路及び鴨田川で確認されたが、工事中の排水については、沈砂槽の設置等により濁水対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による生息環境への影響は小さいと予測する。」とあるが、これらの種は、流れが緩く、浅瀬があり、水辺の植物が多くて卵、幼虫、稚魚などの隠れ場が確保できる場所で生息している。こうした小水路に工事中の排水が相対的に大量にしかも常時流入することは、水質に問題がないとしても、生息環境のとんでもない変化を与えることになる。「生息環境への影響は小さいと予測する。」ことはできない。排水</p>	<p>事業実施区域西側、南側の小水路は排水路として整備されたコンクリート三面張りのブロックで、あり、水路内で確認された生物は、このような人為的な環境に適応しているものと考えられます。また工事中の湧水による排水は限られた時期であり、排水量は現況の降雨時の状況と大きく変わりません。</p>

	<p>量の管理として、水量そのものの削減、流量の少ない冬季の排水制限、もしくは新規の配水管設置などの環境保全措置が必要である。</p>	
2	<p>p 618 動物評価：環境保全措置：工事の実施で「沈砂槽の維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。」とあるが、このことは予測の前提として、既に事業計画策定時の環境配慮事項 p27 に記載してある。影響が小さいとは予測できないため環境保全措置は必要であるが、水質だけではなく、排水量の管理を、水量そのものの削減、流量の少ない冬季の排水制限、もしくは新規の配水管設置などの環境保全措置として検討すべきである。</p>	
3	<p>p 630 植物予測：工事の実施：重要な種のうち「ミズオオオバコ、ミクリ属の一種は、いずれも工事中の排水が流入する水路で確認されたが、工事中の排水については、沈砂槽の設置等により濁水対策を実施することから、掘削・盛土等の土工による重要な種の生息環境への影響は小さいと予測する。」とあるが、これらの種は、沈水性又は抽水性の植物であり、流れが緩くもしくは滞留し、浅瀬の場所で生息している。こうした小水路に工事中の排水が相対的に大量でしかも常時流入することは、水質に問題がないとしても、生息環境のとんでもない変化を与えることになる。「生息環境への影響は小さいと予測する。」ことはできない。排水量の管理を追加して環境保全措置を検討する必要がある。</p>	
4	<p>p 632 植物評価：環境保全措置：工事の実施で「沈砂槽の維持管理に努め、適切に濁水対策を実施する。」とあるが、このことは予測の前提として、既に事業計画策定時の環境配慮事項 p27 に記載してある。影響が小さいとは予測できないため環境保全措置は必要であるが、水質だけではなく、排水量の管理を追加して環境保全措置を検討する必要がある。</p>	
5	<p>p 645 生態系評価：環境保全措置：工事の実施で「沈砂槽の維持管理に努め、適切に濁水対</p>	

	<p>策を実施する。」とあるが、このことは予測の前提として、既に事業計画策定時の環境配慮事項 p27 に記載してある。動物、植物への影響が小さいとは予測できないため環境保全措置は必要であるが、水質だけではなく、排水量の管理を追加して環境保全措置を検討する必要がある。</p>	
--	---	--

(10) 廃棄物等に関すること(2意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 672 廃棄物等：予測：工事の実施で、建設工事及び解体工事に伴う副産物発生量が表 7.13-2 で突然示してあるが、それぞれの発生量の根拠を記載すべきである。例えば、450t/日+他工場焼却灰 100t/日の鳴海工場では、コンクリートがらが7,800m³であったが、この660t/日の北名古屋工場は1,620t（鳴海になかった解体工事で21,060t）しかない。鉄くずが鳴海工場では2,100tであったが、北名古屋では20tしかない。逆に建設汚泥は鳴海工場では11,600tであったが、北名古屋では16,160tもある。こうした違いも説明しつつ、算定根拠を追記すべきである。</p>	<p>廃棄物等の発生量については、工事計画に基づいて適切に予測しています。また資料編 442 頁で環境モニタリング計画を示しており、廃棄物の発生量等を含めその調査結果をホームページ等で公表していきます。</p>
2	<p>p 673 廃棄物等：予測：施設の供用で、予測方法として「事業計画に基づき…廃棄物の種類ごとの量を推計した。」とあるが、これでは、全く分からない。名古屋市のごみ焼却場の実績など、その根拠を具体的に記載すべきである。</p>	<p>施設の供用に伴う廃棄物の発生量については、準備書7頁に示すように名古屋市の実績より算出した計画ごみ質を基に予測しています。</p>

(11) 温室効果ガス等に関すること(4意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 685 温室効果ガス等：予測：施設の供用で、廃棄物の焼却だけで37,999万トン/年も発生する。また、焼却の燃料等で12,812（ストーカー式）、21,555（ストーカー式+灰溶融）、14,405（流動床式）、41,221（シャフト炉式）万トン/年ある。発電による削減量 p686 を加味すると、3,857（ストーカー式）、12,575（ストーカー式</p>	<p>愛知県の地球温暖化対策の取組を十分に意識した上で事業を進めていきます。 整備事業者の選定に際して、公害防止等の環境面をはじめとして、設備機器の機能面、コスト等に加え、温室効果ガス等の環境配慮やエネルギーの有効利用の提案に対して総合的な評価を行う予定です。</p>

	<p>+灰溶融)、4,682 (流動床式)、28,692 (シャフト炉式) 万トン/年となる。名古屋市は「低炭素都市なごや戦略実行計画」を平成 23 年 12 月に策定し、2020 年に温室効果ガスを 1990 年比 25%削減する、つまり、1990 年の 1,739 万トン/年を 25% (435 万トン/年) 削減して 1,304 万トン/年という計画であるにもかかわらず、2010 年度はまだ 1,467 万トン/年排出している。こうした状況で、新たに 3,857~28,692 万トン/年の追加となることをどのように考えるのか。名古屋市外だから関係ないというのか。それならば、愛知県が策定した「あいち地球温暖化防止戦略 2020」で、1990 年の 7,701 万トン/年を 15% (851 万トン/年) 削減して 6,850 万トン/年という計画をよりどころとすべきである。</p>	
2	<p>p 689 温室効果ガス等：評価：環境保全措置：施設の供用で 5 項目あるが、既存の環境美化センターと比較して、今回の北名古屋工場の CO2 排出量はどれだけ増加するかを明記したうえで、環境保全措置として、地球温暖化対策の推進に関する法律の新規植林・再植林 CDM 事業によるクレジットの補填手続などを追加すべきである。</p>	
3	<p>p 689 温室効果ガス等：評価：環境保全措置：施設の供用で 5 項目あるが、CO2 排出量はシャフト炉式が 79,220t-CO2/年と他の 3 方式 50,811、59,554、52,404 t-CO2/年と比べて異常に多い。発電による削減を加味しても、シャフト炉式が CO2 排出は最大である。焼却工場の整備事業者の選定方法でこの事実を配慮した環境保全措置を追加すべきである。</p>	
4	<p>p 690 温室効果ガス等：評価 温室効果ガス等の予測結果の表が示してあり、それぞれ、工事の実施「3,046 t-CO2/工事中と予測する。」p 681、施設の供用「処理方式により 50,811~79,220 t-CO2/年と予測する。」 p 686、廃棄物等の搬入及び搬出「680 t-CO2/年と予測する。」 p 687、と具体的な予測値を示しながら、評価結果では、</p>	<p>環境に配慮した事項について、準備書では方法書に記載した事項を含めて検討し、予測、評価の前提条件である環境配慮事項と、それ以外で実行可能な範囲内で実施する環境保全措置に分類してまとめています。 環境保全措置は、評価の手法として示した「環境影響の回避・低減」、「環境保全の観点からの</p>

<p>すべて「～に努め、さらに、環境保全措置を実施することから、温室効果ガス排出量の抑制が、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避・低減が図られている。」で終わっている。愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価指針では「事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、「環境保全措置」を検討するものとする。」とあり、環境保全措置を検討する前提として、環境影響があるか、ないか、極めて小さいのかなどの判断をする必要がある、その欠落している部分を追加する必要がある。</p>	<p>基準・目標の達成」を目的として検討しています。</p>
--	--------------------------------

5 事後調査計画に関する意見(3意見)

(1)事後調査計画に関すること(3意見)

	意見の概要	見解
1	<p>p 727 事後調査について「環境影響の程度が著しいものとなる恐れはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。」とあるが、県環境影響評価条例第 26（事後調査の実施では「事業者は、次に掲げる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは事後調査を行うものとする。（1）予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合。（2）工事の実施中及び…供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合。」などとされている。しかし、予測手法が確立しているとしても予測条件には様々な不確実要素がある。今回は特に工事中について、工事中の建設機械の配置はもっと敷地境界に近づく場合があり、騒音の予測条件が不確実であ</p>	<p>準備書 727 頁で示すように事後調査が必要か否かの検討を行った結果、予測手法等については不確実性が伴うものではなく、環境保全措置についてはこれまでの実績から十分効果が確認されているものであることから、環境影響の程度が著しいものとなるおそれはないと判断し、事後調査は実施しないこととしました。なお、工事中や施設供用時の環境影響の程度を把握できるよう、資料編 441 頁～444 頁に示すとおり、環境モニタリング計画として、工事中、供用時において調査を行い、その結果をホームページ等で公表していきます。</p>

	<p>ること。また、建設機械の稼働計画、使用機種も確定せず、大気の子測条件が不確実であること。更に、現況の大気、騒音の状況を大幅に悪化させるため、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるとき」と判断し、工事中の大気、騒音については事後調査を行うべきである。</p>	
2	<p>p 727 事後調査について「環境影響の程度が著しいものとなる恐れはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。」とあるが、供用時の大気について、子測条件としての大気安定度は一年間の現地調査に基づくだけで長期的傾向を把握したものではなく子測の不確実性の程度が大きいため、供用時の大気についても事後調査を行うべきである。</p>	
3	<p>p 727 事後調査について「環境影響の程度が著しいものとなる恐れはないと判断し、事後調査は実施しないこととした。」とあるが、今回は名古屋市の事業とはいえ、市外のため愛知県環境影響評価条例が適用されるが、名古屋市内であれば、名古屋市環境影響評価条例が適用され、子測を行った項目についてはすべて「事後調査」を行っていることも考慮して、名古屋市としての姿勢を示すべきである。新名古屋火力アセスで規制基準を超える騒音子測値を秘匿した中部電力でさえ、今年度の西名古屋火力発電所リプレース計画の環境影響評価準備書で「事後調査」の章で、事後調査こそ実施しないが、「環境監視計画」を定めている。</p>	

6 その他(2意見)

(1)資料編に関すること(1意見)

	意見の概要	見解
1	<p>地上波テレビの電波障害について</p> <p>環境影響評価準備書の概要には、触れられていないが、工場の西側の地域に影響が出た場合（見込まれた時から）ただちに対応をしてください。</p>	<p>電波障害につきましては、資料編（資料10-1）に予測評価の結果を記載しておりますが、440頁の環境保全措置に示したように、本事業に起因する電波障害が明らかになった場合には、適切な現状回復措置を講じます。</p>

(2)その他意見に関すること(1意見)

	意見の概要	見解
1	<p>環境影響評価準備書については膨大な資料であり、且つ又専門的な用語や数値で素人の私共には中々理解しにくい面が多々ありました。</p> <p>その評価についてはほぼ公害防止基準値以内であり、また法規制に抵触することもなく安心出来る場所だと評価致します。</p> <p>準備書は現況を調査したものでありますが、稼働後の大気汚染、騒音、振動、悪臭、水質、搬入出のアクセス等いわゆる公害についての予測及びその対策の方がより重要だと考えます。</p>	<p>環境影響評価準備書においては、現況の環境を把握するとともに、工事中及び稼働後において想定される最大の影響を予測しました。その結果、概ね環境基準等を満足し、影響も小さいことを確認しました。今後、詳細な設計を行いますが、より影響が小さい施設となるよう配慮します。</p> <p>また、工事中及び稼働後において、資料編 441頁～444頁に記載した環境モニタリング計画で示す調査を行い、その結果をホームページ等で公表していきます。</p>